

次期秋田市教育ビジョン (案)

平成28年12月
秋田市教育委員会

今後、全国的な調査結果等が明らかになった際には、記載内容を一部修正する場合があります。

【目次】

第Ⅰ章「計画の策定にあたって」	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
第Ⅱ章「本市教育の目指す姿」	5
1 計画期間（5年間）を通じて目指す教育の姿	7
2 計画の目標	7
第Ⅲ章「本市教育の現状と課題」	9
1 生活習慣の状況	10
2 家庭、地域との連携の状況	12
3 学力の状況	13
4 体力の状況	17
5 幼保小の連携の状況	20
6 不登校・いじめの状況	21
7 特別な支援を必要とする児童生徒の状況	22
8 高等学校等の状況	23
9 学校安全の状況	25
10 人口および児童生徒数、学級数（学校数）の状況	28
11 社会教育の状況	30
12 社会教育施設等における活動の状況	32
第Ⅳ章「施策の方向性と今後の展開」	35
秋田市教育ビジョン体系図	36
【目標1】志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ学校教育の充実	38
施策の方向性1：豊かな人間性の育成	38
1-1 道徳教育の充実	38
1-2 人と人との絆づくり	39

1-3	人間関係を築く力の育成	39
施策の方向性2：確かな学力の育成		41
2-1	学習指導の充実	41
2-2	読書活動の充実	42
施策の方向性3：健やかな心と体の育成		43
3-1	健康教育の充実	43
3-2	体力の向上	44
3-3	食育の推進	44
施策の方向性4：夢や希望、志をはぐくむ教育の推進		46
4-1	キャリア教育の推進	46
4-2	郷土秋田に根ざした教育の推進	46
4-3	グローバル化に対応した教育の推進	47
施策の方向性5：一貫性・系統性を踏まえた教育の推進		48
5-1	幼保小連携の推進	48
5-2	小中一貫した考えに立った教育の充実	48
施策の方向性6：今日的な課題に対応した教育の充実		50
6-1	いじめの防止	50
6-2	不登校児童生徒への支援	51
6-3	特別支援教育の充実	52
6-4	情報モラル教育の充実	53
6-5	防災教育の充実	53
施策の方向性7：教育の質を高める体制の充実		55
7-1	教職員研修の充実	55
7-2	家庭・地域・関係機関等との連携体制の充実	56
施策の方向性8：高等学校教育の充実		57
8-1	秋田商業高等学校の教育の充実	57
8-2	御所野学院高等学校の教育の充実	57
8-3	秋田公立美術大学附属高等学院の教育の充実	58

【目標 2】 将来にわたり安全安心で快適な学校教育環境の整備	59
施策の方向性 1：良好な学校教育環境の整備	59
1－1 学校配置の適正化	59
1－2 児童生徒の実情に応じた学びの支援	59
施策の方向性 2：安全安心な学校教育環境の整備	61
2－1 学校内の安全安心の確保	61
2－2 通学路等の安全確保	61
2－3 安全安心で安定的な学校給食の提供	62
2－4 学校施設の整備	63
【目標 3】 生涯を通じて個性と能力を発揮できる社会教育の充実	64
施策の方向性 1：社会教育の充実	64
1－1 学習支援体制の充実	64
1－2 学習機会の充実	65
1－3 学習成果の活用支援	65
1－4 地域コミュニティづくりの推進	66
施策の方向性 2：社会教育施設等における活動の充実	67
2－1 図書館サービスの向上	67
2－2 太平山自然学習センター、自然科学学習館における体験活動の充実	68
2－3 市民サービスセンターにおける社会教育活動の充実	68

第 I 章 「計画の策定にあたって」

第 I 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、第11次秋田市総合計画の策定（平成19年3月）を一つの契機として、教育を取り巻く様々な課題等を整理するとともに、本市教育の目指すべき方向を明確にするため、平成20年3月に第1次秋田市教育ビジョンを策定しました。

その5年後となる平成25年3月には、東日本大震災の発生に伴う社会環境の変化などを踏まえながら、第2次秋田市教育ビジョンを策定し、学校教育や社会教育などの各部門において、教育ビジョンに掲げた重点施策に取り組むとともに、毎年の点検・評価を通して、教育施策の着実な推進に努めてきました。

【秋田市総合計画】

第11次（平成19年3月策定）平成19年度～平成27年度（9年間）

第12次（平成23年3月策定）平成23年度～平成27年度（5年間）

第13次（平成28年3月策定）平成28年度～平成32年度（5年間）

【秋田市教育ビジョン】

第1次（平成20年3月策定）平成20年度～平成24年度（5年間）

第2次（平成25年3月策定）平成25年度～平成29年度（5年間）

国においては、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」を策定し、社会を生きぬく力の養成、未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティネットの構築、絆づくりと活力あるコミュニティの形成の4つの基本的方向性のもと、必要な方策を整理するとともに、求められる具体的施策を示しています。

秋田県においては、平成27年3月に「第2期あきたの教育振興に関する基本計画」を策定し、学校・家庭・地域社会が連携して秋田の未来を担う子どもたちを県民総参加ではぐくむ教育に取り組むこととしています。

近年、人口減少・少子高齢化の進行など社会環境が著しく変化する中、本市においては、喫緊の課題である人口減少対策と地方創生を力強く推進するため、今年度から新たな総合計画をはじめとする各種取組が動き出しています。

また、芸術・文化やスポーツを観光と有機的に連携させ、交流人口の拡大によるにぎわいの創出を図るため、これまで教育委員会が所管していた「スポーツ」および「文化」に関する事務を市長部局に移管し、新たに「観光文化スポーツ部」が設置されました。

このような本市教育を取り巻く様々な環境の変化に的確な対応を図るため、現行の秋田市教育ビジョンの計画期間を1年前倒しして全面改定し、新たな教育ビ

ジョンを策定するとともに、本計画の着実な推進を通じて、郷土あきたの活力ある発展の基盤となる本市教育の一層の充実を目指すものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する秋田市の教育振興基本計画であるとともに、市政運営の基本方針である「新・県都『あきた』成長プラン（第13次秋田市総合計画）」の教育部門に関する個別計画です。

教育を取り巻く様々な課題等を整理するとともに、将来展望を踏まえた本市教育の方向性を明らかにし、今後取り組むべき施策の展開を示すものです。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

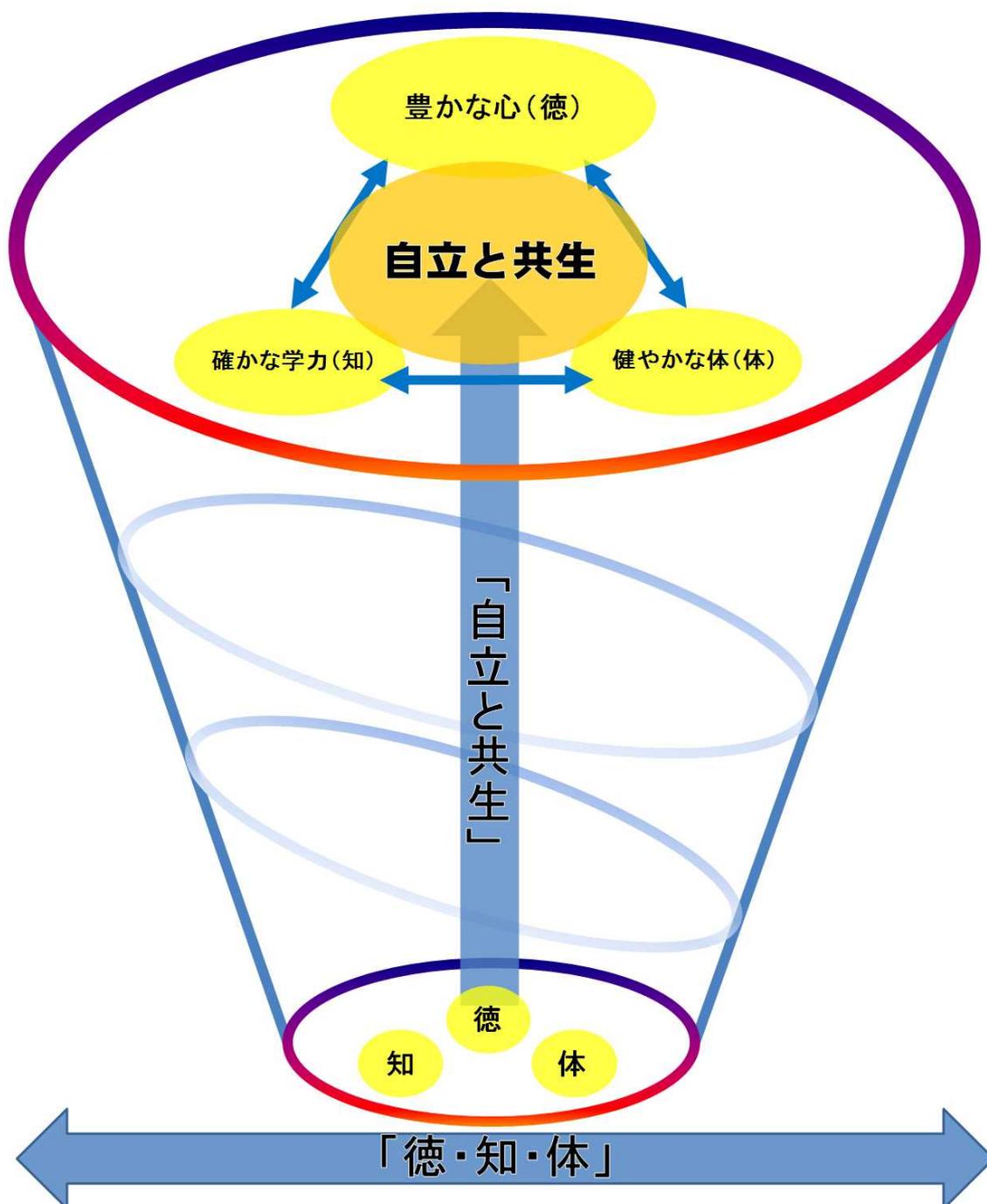
3 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

第Ⅱ章「本市教育の目指す姿」

第Ⅱ章 本市教育の目指す姿

郷土あきたの明日を拓く「自立と共生」の人づくり



目標1 「志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ学校教育の充実」

目標2 「将来にわたり安全安心で快適な学校教育環境の整備」

目標3 「生涯を通じて個性と能力を発揮できる社会教育の充実」

1 計画期間（5年間）を通じて目指す教育の姿

郷土あきたの明日を拓く「自立と共生」の人づくり

近年、人口減少・少子高齢化の進行をはじめ、社会環境がめまぐるしく変化していますが、郷土の発展ひいては我が国の発展の礎は「人づくり」にあり、その人を育てる教育の重要性はいつの時代も変わるものではありません。

郷土への誇りと愛着を持ち、多様化・複雑化する社会を力強く歩む子どもの育成、生涯を通じて学びを続け、豊かな人生を送るための生涯学習社会の実現など、社会全体が持続的な発展を遂げるための基盤は教育にあります。

そのため、本市では、次代を担う子どもたちが、予測できない未来を生き抜くためには、困難な状況にも主体的に向き合い、よりよい社会を描きながら課題を解決していく「自立」の力と、他者の個性や価値観を尊重しつつ、協働して社会を創造する「共生」の力を身に付けることが大切であるとの考えに立ち、平成20年3月に第1次秋田市教育ビジョンを策定して以来、「自立と共生の力をはぐくむ教育」の実現を目指し、各種施策の推進に努めてきました。

本計画においては、これまで培ってきた「自立と共生」をキーワードとして、郷土あきたの豊かで活力ある発展に向け、一人ひとりが志と意欲を持つ「自立」した人間として、主体的に新たな価値を創造し、未来を切り拓く力と、自らの個性や能力を最大限に発揮しながら、他者と「共生」し、互いに支え合い、高め合う力をはぐくむことができるよう、E S D（持続可能な開発のための教育）など、時代の要請に柔軟かつ的確な対応を図りながら、本市教育のさらなる発展を目指します。

2 計画の目標

本市教育の目指す姿の実現に向け、次の3項目を本計画の目標として位置付け、各種施策の推進と充実に努めます。

【目標1】志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ学校教育の充実

社会の急激な変化の中で、子どもたちが個性を発揮し、互いに支え合いながら、たくましく生きていくためには、「豊かな心（徳）」と「確かな学力（知）」、「健やかな体（体）」をバランス良くはぐくむことが重要です。

本市では、「徳」が志を持ち自立して生きていくための、そして、社会で他者と共に生きていくための原動力であり、知識や体力と一体となって、価値ある「知」や「体」を生み出すとの考えのもと、豊かな人間性を身に付け、社会のために何をなすべきかという「志」を持った子どもをはぐくむ学校教育を推

進めます。

また、幼保^{※1}小および小中の緊密な連携のもと、発達段階に応じたきめ細かな指導とともに、子どもたち一人ひとりの状況に応じた教育の充実に努めます。

※1 幼保

幼稚園、保育所（園）、認定こども園を指す。

【目標 2】将来にわたり安全安心で快適な学校教育環境の整備

社会環境が大きく変化する中で、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境と体制を構築することが重要です。

本市では、子どもたちの学習活動の基盤となる安全安心で快適な学校教育環境の整備とともに、学校内外を問わず、あらゆる場面を想定した子どもたちの安全確保に取り組みます。

また、今後の児童生徒数の減少を見据え、将来にわたり持続的な活力ある学校づくりを推進するほか、経済的な支援や障がいの特性に応じた学習環境の整備に努めます。

【目標 3】生涯を通じて個性と能力を発揮できる社会教育の充実

「自立と共生」の力は、学校教育段階など人生の一時期のみで身に付くものではなく、生涯にわたって、多様な場で様々な学習経験を積み重ねていく中で身に付くものです。

また、人口減少・少子高齢化が進行する中で、個人の自立に向けた学習ニーズが高度化・多様化しているほか、絆づくり・地域づくりに向けた体制を構築するうえで、社会教育が果たす役割は今後ますます重要になります。

本市では、市民の一人ひとりが、いつでもそのライフステージに応じた学習の機会が得られ、生涯を通じて、自らの個性と能力を高めるとともに、学習成果を適切に活かすことができる社会教育の充実に努めます。

第Ⅲ章 「本市教育の現状と課題」

第三章 本市教育の現状と課題

平成25年3月に策定した前秋田市教育ビジョンにおいて、各部門（学校教育部門、社会教育部門、教育環境整備部門）毎に基本方針を定め、各般の取組を進めてきましたが、本計画に掲げる本市教育の目指す姿の実現に向けた今後の施策の方向性を明らかにするため、各種調査結果等を踏まえた本市の現状と課題を整理します。

1 生活習慣の状況

近年、子どもの生活の夜型化、朝食の欠食など生活習慣や食習慣の乱れが懸念されている中、本市では、平成28年度全国学力・学習状況調査によると「毎日、同じくらいの時刻に寝る」と回答した子どもの割合が、全国に比べると、小学生では約3ポイント、中学生では約5ポイント、「毎日、同じくらいの時刻に起きる」と回答した子どもの割合は、小・中学生ともに約2ポイント上回っています。また、「朝食を毎日食べる」と回答した子どもの割合は、小学生では約1ポイント、中学生では約3ポイント、それぞれ上回る結果となっています。

毎日、同じくらいの時刻に寝る子どもの割合

	秋田市	全国
小学生（6年）	82.9%	80.1%
中学生（3年）	80.2%	75.2%

(出典)文部科学省：平成28年度「全国学力・学習状況調査」

毎日、同じくらいの時刻に起きる子どもの割合

	秋田市	全国
小学生（6年）	92.6%	90.8%
中学生（3年）	94.2%	92.3%

(出典)文部科学省：平成28年度「全国学力・学習状況調査」

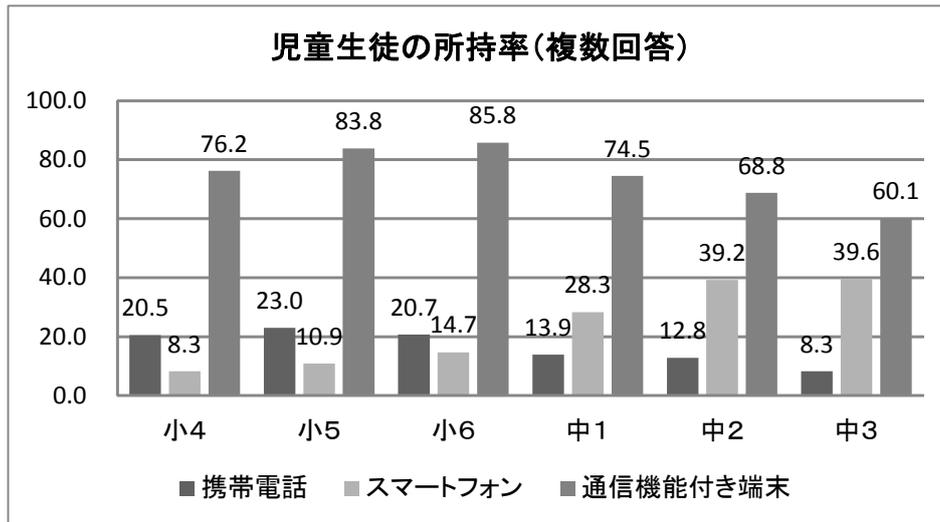
朝食を毎日食べる子どもの割合

	秋田市	全国
小学生（6年）	96.7%	95.5%
中学生（3年）	96.5%	93.3%

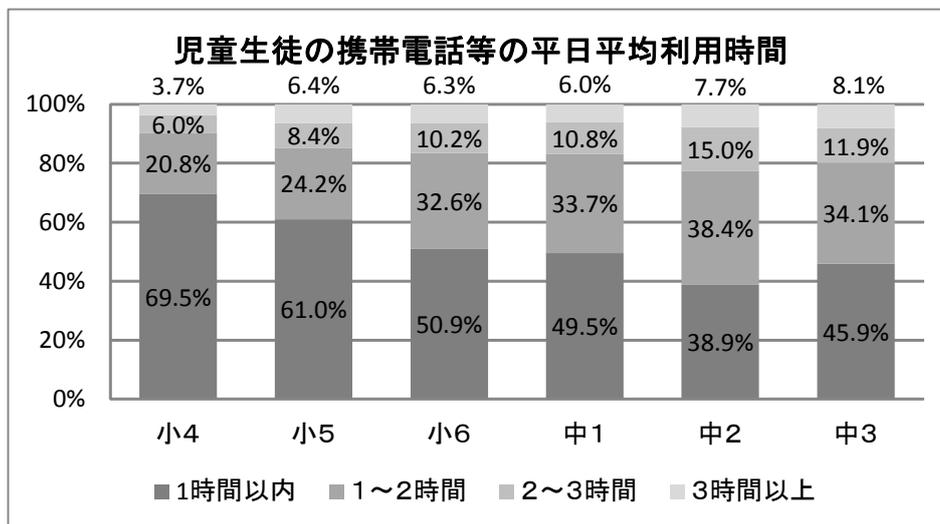
(出典)文部科学省：平成28年度「全国学力・学習状況調査」

携帯電話等の利用状況については、スマートフォンやインターネットに対応したゲーム機等が普及したことで、日常的にインターネット接続し、様々なサービスを利用することが可能となっています。その結果、利用時間が多くなり、睡眠時間や学習時間に影響するなどの問題が生じています。

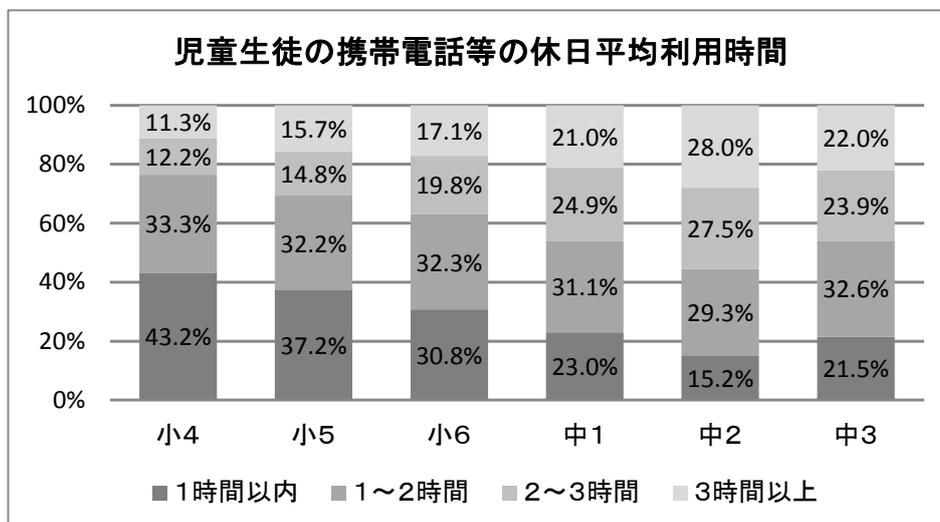
今後も、一人ひとりの子どもの状況に応じて、規則正しい生活習慣や望ましい食習慣を身に付けさせることができるよう、家庭や地域と連携した取組の充実を図ることが必要です。



(出典) 県教委：H28携帯電話、スマートフォン、インターネット利用実態調査



(出典) 市教委：H28インターネット利用等に関する調査



(出典) 市教委：H28インターネット利用等に関する調査

2 家庭、地域との連携の状況

本市では、学校教育の基本方針の具現化を図るための重点項目の一つに「人と人との絆づくり」を掲げ、各校においては、自校の特色ある教育活動をまとめた「絆づくり教育プラン」※2のもと、家庭や地域と連携したさまざまな取組を行っています。

学校と家庭が協力しながら、学校祭やスポーツ大会などの学校行事への保護者の参加、親子で行う清掃やあいさつ運動等のPTA活動、地域巡回等の安全指導を行っているほか、学校と地域との連携により、地域の行事などへの子どもの参加、地域の方々をゲストティーチャーとして招いての授業実施、見守り隊による下校時の安全指導、子どもと地域住民が協力して行う清掃・除雪活動などが行われています。

今後は、子どもたちが主体的に地域に関わり、役に立っているというやりがいを実感できる活動の充実を図ることが必要です。

※2 絆づくり教育プラン

子どもに思いやりの心や互いに支え合おうとする共生の力をはぐくむことをめざし、学校と家庭、地域が連携した取組を体系的にまとめた、学校ごとの活動計画。

「十分成果をあげている」「概ね成果をあげている」と回答した学校の割合

	小学校	中学校
学校と家庭が協力し合う機会の充実	100.0%	100.0%
学校と地域とのつながりを深める機会の充実	100.0%	95.7%

(出典) 市教委：平成27年度「教育経営に関する調査」

地域の人材を外部講師として招聘した授業の実施状況

【小学校（6年）】

	よく行っている	どちらかといえ ば行っている	あまり行ってい ない	行っていない	無回答
秋田市	39.0%	48.8%	9.8%	0.0%	2.4%
全国	35.4%	47.0%	14.8%	2.6%	0.1%

【中学校（3年）】

	よく行っている	どちらかといえ ば行っている	あまり行ってい ない	行っていない	無回答
秋田市	16.7%	50.0%	16.7%	16.7%	0.0%
全国	21.0%	44.1%	25.1%	9.7%	0.1%

(出典) 文部科学省：平成28年度「全国学力・学習状況調査」

3 学力の状況

各校では、生徒指導の3機能^{※3}を基盤とし、基礎的・基本的な知識や技能の定着、および思考力・判断力・表現力をはぐくむ学習指導の充実を図るとともに、学ぶ意義を認識させ、学習意欲を高めるような授業づくりに努めています。

また、保護者の理解と協力を得ながら、家庭における学習習慣の定着を図る取組が進められています。

全国学力・学習状況調査においては、各教科ともすべての領域において平均正答率が全国平均を上回っているほか、無答率は、全国平均と比べて低い状況にあります。また、学習に関する意識調査では、自分の計画で授業の予習や復習を行う子どもの割合が、全国平均を大きく上回っています。

一方、正答数分布から、主として「知識」に関する問題（A問題）においては、平均正答数が全国平均を上回っているものの、基礎的・基本的な知識や技能が身に付いていないと考えられる児童生徒が見られます。また、主として「活用」に関する問題（B問題）においては、全国平均を上回っているものの、散らばりが大きい状況となっています。

今後は、基礎的・基本的な知識や技能に加え、知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力をはぐくむとともに、一人ひとりの子どもの学習状況に応じた指導のより一層の充実を図ることが必要です。

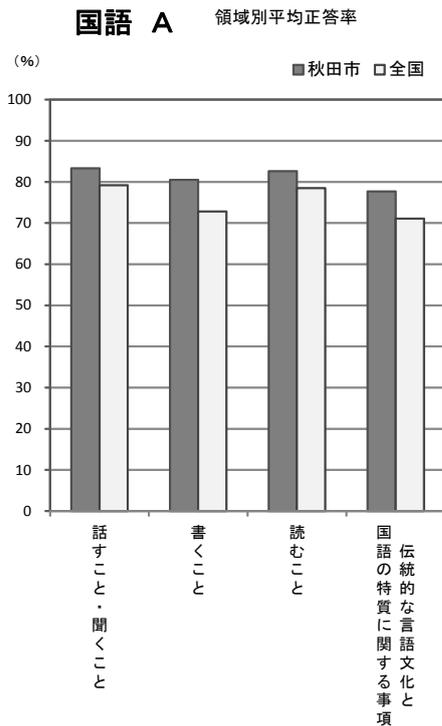
※3 生徒指導の3機能

「生徒指導提要」（平成22年、文部科学省とりまとめ）において、日々の教育活動で、特に留意することが求められている生徒指導の三つの機能

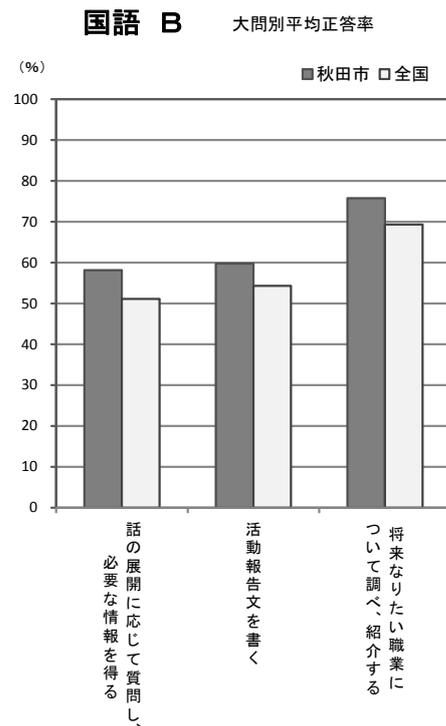
- ①児童生徒に自己存在感を与えること
- ②共感的な人間関係を育成すること
- ③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること

【教科調査から】

小学校国語A（主として「知識」に関する問題）

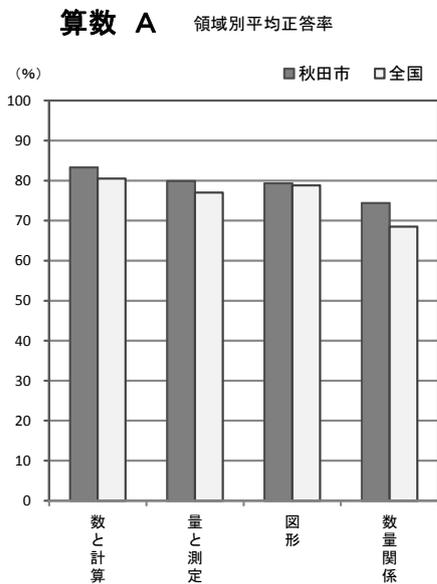


小学校国語B（主として「活用」に関する問題）

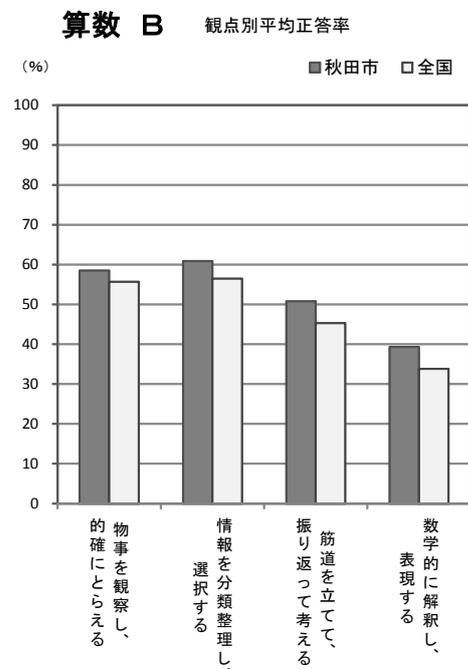


(出典)文部科学省：平成28年度「全国学力・学習状況調査」

小学校算数A（主として「知識」に関する問題）

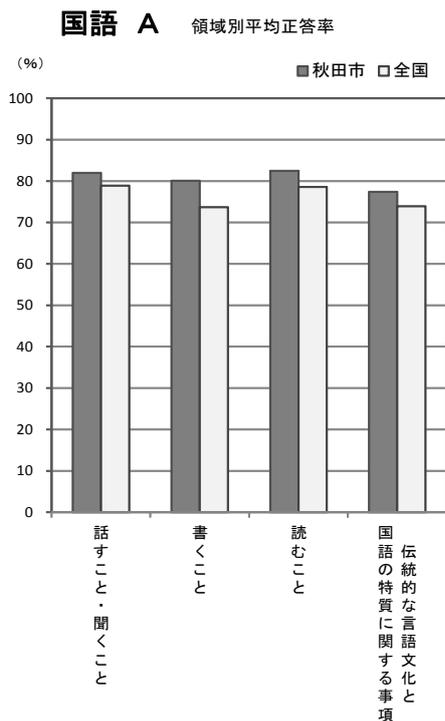


小学校算数B（主として「活用」に関する問題）

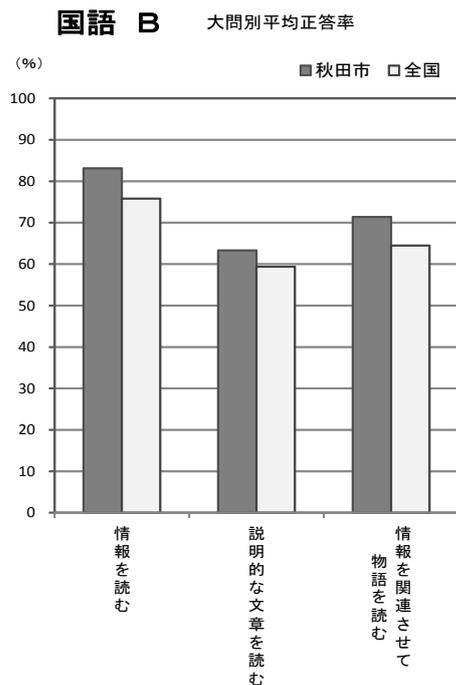


(出典)文部科学省：平成28年度「全国学力・学習状況調査」

中学校国語A（主として「知識」に関する問題）

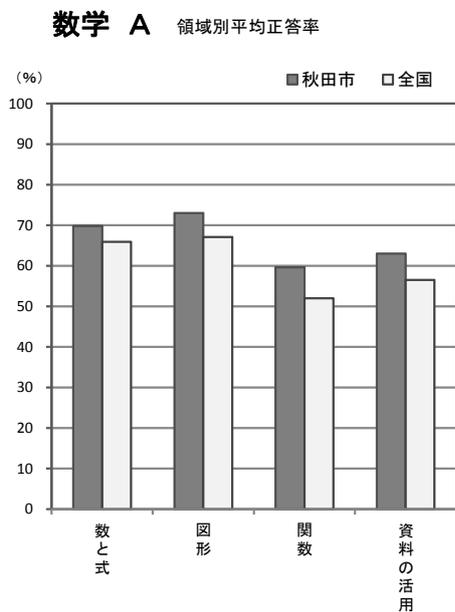


中学校国語B（主として「活用」に関する問題）

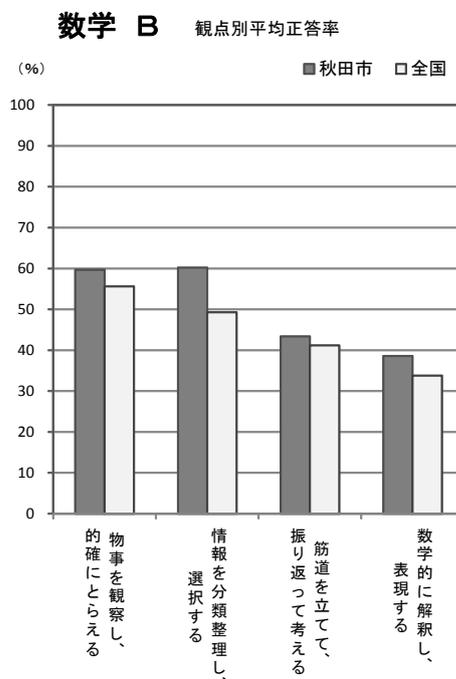


(出典) 文部科学省：平成28年度「全国学力・学習状況調査」

中学校数学A（主として「知識」に関する問題）

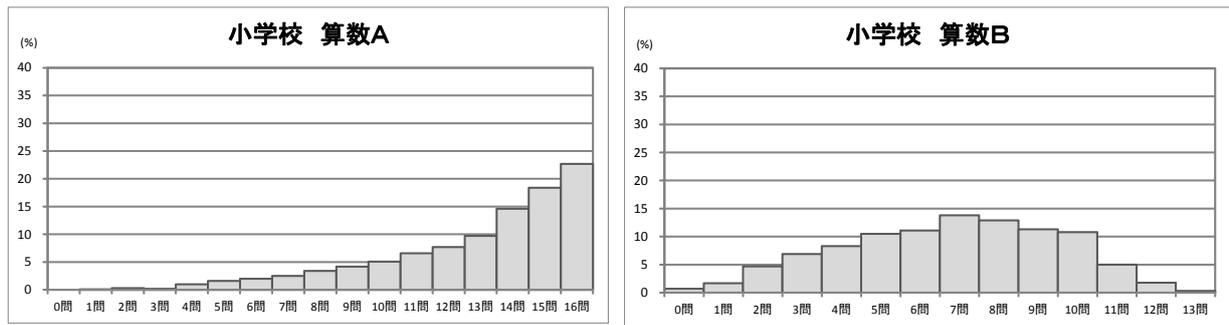


中学校数学B（主として「活用」に関する問題）



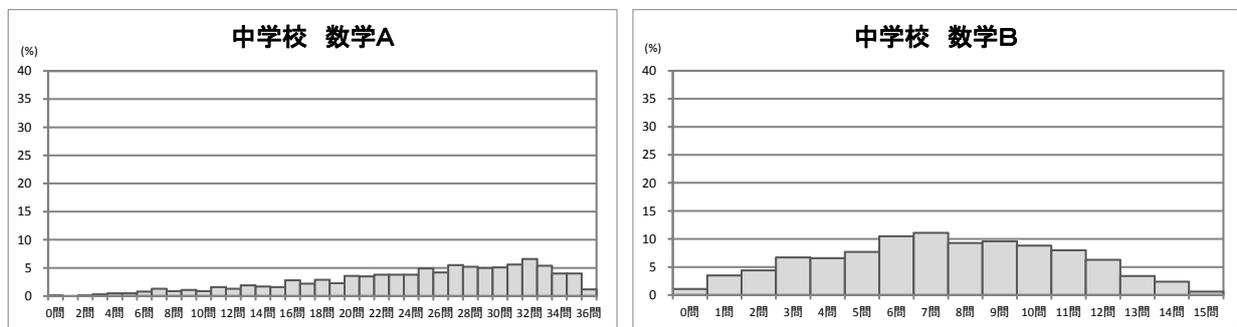
(出典) 文部科学省：平成28年度「全国学力・学習状況調査」

小学校算数 正答数分布 (秋田市) (縦軸：割合、横軸：正答数)



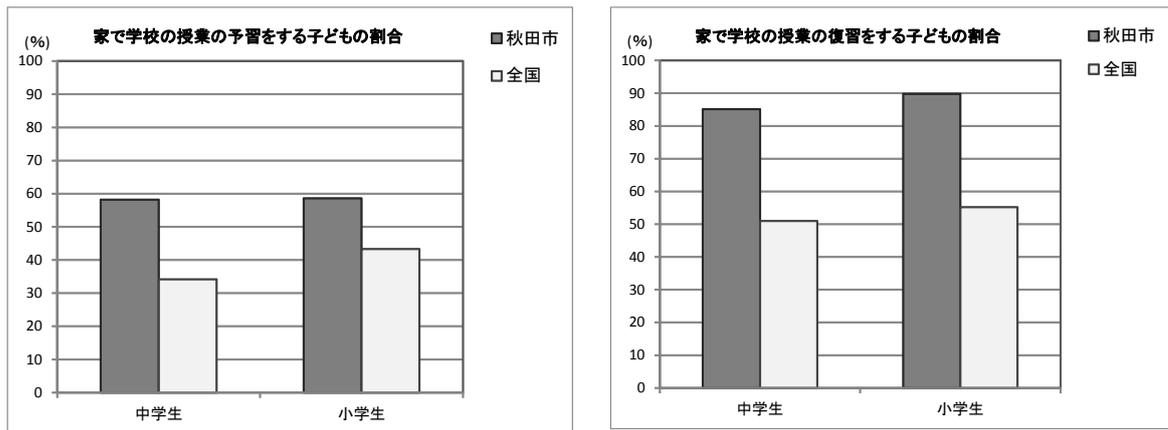
(出典)文部科学省：平成28年度「全国学力・学習状況調査」

中学校数学 正答数分布 (秋田市) (縦軸：割合、横軸：正答数)



(出典)文部科学省：平成28年度「全国学力・学習状況調査」

【児童生徒質問紙調査から (学習に対する意識)】



(出典)文部科学省：平成28年度「全国学力・学習状況調査」

4 体力の状況

小学校5年生と中学校2年生を対象に実施した平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、実技に関する調査の合計点（体力合計点）は、男女ともに調査学年において、0.5～1.5点程度全国平均を上回る結果となっています。

種目別では、小学校男女の20mシャトルラン、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、中学校男女の長座体前屈、上体起こしで全国平均を上回る一方、小学校では、男女の50m走、立ち幅とび、中学校では、男女のハンドボール投げ、女子の50m走と20mシャトルラン、持久走において全国平均を下回る結果となっています。

また、運動習慣等調査では、学校の授業を除く1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合は、男子は小・中学生ともに2.5ポイント程度、小学生女子で2ポイント程度全国平均をそれぞれ上回り、中学生女子では全国平均と同程度となっています。

体力合計点

	小学校5年生		中学校2年生	
	男子	女子	男子	女子
秋田市	54.85点	56.63点	43.20点	49.62点
全 国	53.80点	55.18点	41.89点	49.08点

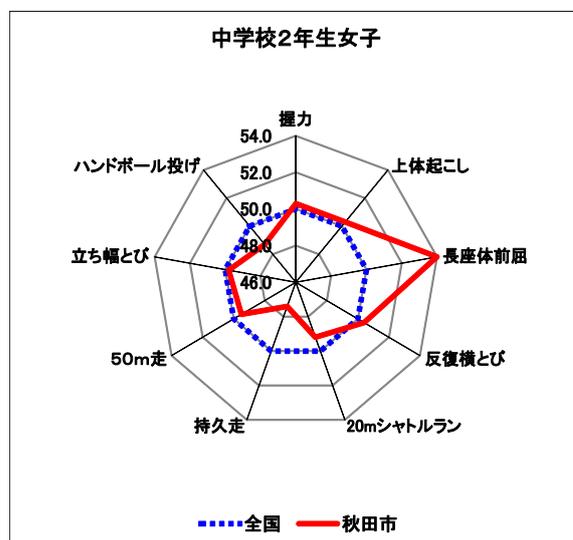
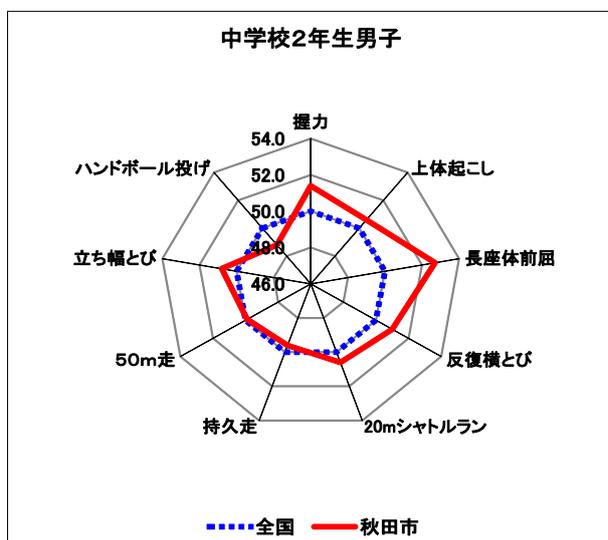
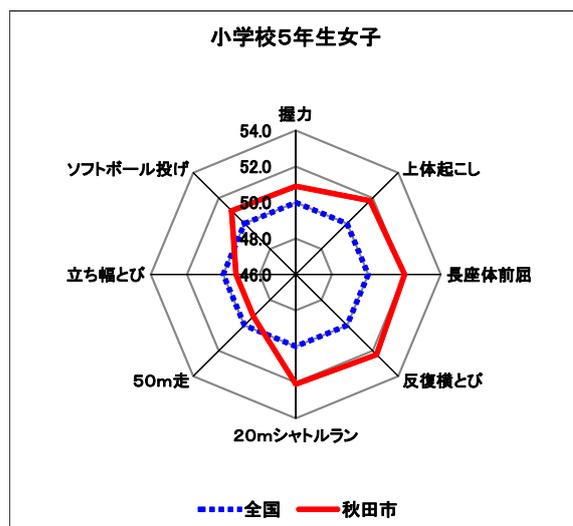
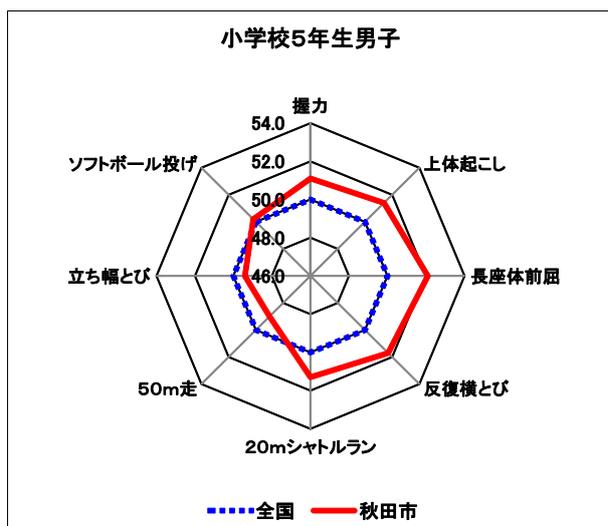
（出典）文部科学省：平成27年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

1週間の総運動時間が60分以上の児童生徒の割合

	小学校5年生		中学校2年生	
	男子	女子	男子	女子
秋田市	95.9%	88.8%	95.3%	79.1%
全 国	93.4%	87.0%	92.9%	79.0%

文部科学省：平成27年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」より

種目別比較



(出典) 文部科学省：平成27年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

※各種目の記録を「種目別得点表」により得点化し、それを基に算出した全国の種目別平均値に対する相対的位置を示したもの

近年、肥満傾向児の増加により、肥満に伴う疾病や将来の生活習慣病につながる危険性が指摘されている中、本市においては、小学校で減少傾向にあり、中学校で若干の変動はあるものの横ばい状況となっています。

今後は、より一層体育学習や運動機会の充実を図るとともに、全教育活動を通じて、心身の健康の大切さについて理解を促すなど、家庭や地域との連携のもと、体力の向上と健康の保持増進を図ることが必要です。

秋田市の児童生徒における肥満度20%以上の割合

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学生	8.60%	8.23%	7.51%
中学生	8.23%	8.64%	8.37%

(出典) 秋田市：学校保健統計報告書（全児童生徒対象）

【参考】全国の児童生徒における肥満度20%以上の割合

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学生	7.28%	7.24%	6.84%
中学生	8.62%	8.57%	8.23%

(出典) 全国：学校保健統計報告書（抽出）

5 幼保小の連携の状況

各校では、子どもの発達や学びの状況を理解し、幼児期の教育から小学校教育へのつながりを意識した指導ができるよう、幼保小の教員・保育士間の情報交換や子ども同士の交流活動を実施するなど、連携した取組の充実に努めています。

また、平成25年度にスタートカリキュラム検討委員会においてモデルカリキュラムを作成し、カリキュラムの意義や作成手順、具体例等について、教職員に周知を図ったことにより、同カリキュラムを作成する学校数が年々増加しています。

今後も、発達や学びの連続性を踏まえた幼保小連携のあり方について、研修会等を通して理解を深めるとともに、発達の段階に応じた指導の充実に努めることが必要です。

小学校における幼保小連携の取組状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
情報交換を行っている	100.0%	100.0%	100.0%
子ども同士の交流活動を行っている	100.0%	100.0%	100.0%

(出典) 市教委：平成27年度「教育経営に関する調査」

スタートカリキュラムの作成状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
カリキュラムを作成している	29.5%	63.6%	77.3%

(出典) 市教委：平成27年度「教育経営に関する調査」

6 不登校・いじめの状況

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査では、不登校の出現率は、小学校では0.2～0.3%程度で推移してきましたが、近年は増加傾向にあります。一方、中学校では減少傾向が見られるものの、小学校に比べ約10倍の出現率となっています。

引き続き、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援に努めるとともに、人間関係を築く力をはぐくみ、自己存在感を高める学級づくりや集団づくりを推進することが必要です。

不登校の出現率

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	秋田市	0.25%	0.31%	0.35%
	全 国	0.36%	0.39%	0.42%
中学校	秋田市	3.03%	2.72%	2.64%
	全 国	2.69%	2.76%	2.83%

(出典) 文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

いじめを認知した割合は、小・中学校ともに年度によって異なっています。アンケート等の調査のみでは、いじめの実態をとらえることは難しいことから、様々な手立てを講じることにより積極的な把握に努めることが求められます。

今後も、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ（インターネットを通じて行われるものを含む）は、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるとの認識のもと、家庭や地域との連携を図るとともに、未然防止や早期発見、早期対応に向けた取組のほか、子どもの心のケアを図る継続的な事後指導の徹底などの一層の充実を図る必要があります。

いじめを認知した割合

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	秋田市	0.17%	0.17%	0.45%
	全 国	1.78%	1.86%	2.31%
中学校	秋田市	0.82%	0.61%	0.62%
	全 国	1.56%	1.50%	1.71%

(出典) 文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

7 特別な支援を必要とする児童生徒の状況

近年、通常の学級で特別な教育的支援を必要としている児童生徒数が急増している現状にあり、通級指導教室を利用する児童生徒数も増加傾向にあります。また、特別支援学級に在籍する児童生徒数は横ばいで推移しているものの、学級数は増加傾向にあります。

平成27年度に通常の学級で特別な教育的支援を受けている児童生徒数は、平成25年度と比較し101人増え、1.2倍の増加となっています。こうしたことから、学級生活支援サポーター^{※4}の拡充を図っているものの、サポーター1人あたりの対象児童生徒の割合は年々増加している状況にあります。

また、通級指導教室の利用児童生徒数については、平成27年度は前年度に比べ28人増加しています。

今後は、通級指導教室の整備拡大と校内外における早期からの相談・支援体制の充実、多様な障がい等に適切に対応できる専門性の向上に取り組む必要が生じています。

※4 学級生活支援サポーター

通常の学級に在籍している特別な配慮を必要とする児童生徒への支援を行う職員。保育士、教諭、養護教諭の免許状を有する、またはこれらに準じていることを条件としている。

通常の学級で特別な支援を必要とする児童生徒、通級指導教室利用児童生徒および特別支援学級在籍児童生徒の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
通常の学級で特別な支援	411人	462人	512人
通級指導教室の利用	92人	91人	119人
特別支援学級在籍	201人	187人	191人

(出典) 「小・中学校特別支援学級等の実態調査」「通級による指導実施状況調査」

学級生活支援サポーターおよび対象児童生徒数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
サポーター数	121人	134人	134人
小学校	99人	108人	103人
中学校	22人	26人	31人
対象児童生徒数	411人	462人	512人
小学校	351人	373人	395人
中学校	60人	89人	117人
サポーター1人あたりの 対象児童生徒	3.40人	3.45人	3.82人

8 高等学校等の状況

【秋田商業高等学校（定員：各学年240名）】

秋田県商業教育の中心校として、少子高齢化や経済構造の変化など、目まぐるしく変化する社会情勢に対応できる社会人基礎力の育成に向けた学習指導とともに、文武両道の伝統校として部活動の充実に取り組んでいます。

学習指導においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と資格取得を目指し、シラバスの活用や生徒による授業評価を行うことで、学習意欲の向上が図られています。

また、コース別学級編成による指導の充実に努め、専門性を生かした進路選択につなげているほか、社会人としての基礎的な能力を育成するビジネス実践「AKISHOP」^{※5}や「キッズビジネスタウン」^{※6}、「エコロジカル（生態系保全）ビジネス」^{※7}を通して、地域と連携を図りながら、商業高校の特色を生かした生徒の主体的な学習活動を実践しています。

平成28年3月卒業生の進学・就職等の進路状況は、大学へ35.2%、専門学校等へ25.5%、就職者38.9%（県内80.6%、県外19.4%）、その他（進学準備等）0.4%となっています。

部活動においては、野球部が平成27年度全国高等学校野球選手権大会ベスト8、レスリング部が平成28年度インターハイ学校対抗戦第3位、同個人戦準優勝など、全国大会レベルにおける活躍の実績があります。

※5 AKISHOP

生徒が商品の企画・開発・販売および広告宣伝・会計処理など、ビジネスの諸活動を実際に体験する学習活動。

※6 キッズビジネスタウン

生徒が経営者、小学生が従業員となり「みんなで働き、学び、遊びながら街を運営し、経済や社会の仕組みを学ぶ」ことを体験する学習活動。

※7 エコロジカル（生態系保全）ビジネス

生徒が地域の企業やNPO法人などと連携し、エコロジカル（生態系保全・環境保護）とビジネス（商業・経済活動）を両立させた「持続可能な社会」の構築について学ぶ活動。

【御所野学院高等学校（定員：各学年80名）】

中高一貫教育校として、教員相互の乗り入れを生かした教科指導、個性を伸ばし、コミュニケーション能力を高める「表現科」、郷土秋田の自然や歴史などを学ぶ「郷土学」、中高生が共に磨き合い高め合う中高合同活動など、6年間を見通した特色ある教育活動に取り組んでいます。平成27年には、国際教養大学との教育連携協定を交わし、「イングリッシュ・ビレッジ」^{※8}や「大学教授および学生との交流授業」を実施するなど、英語学習の充実に努めています。

また、キャリア形成に必要な能力や態度を培うため、中高一貫教育推進委員会を組織し、中高6年間を見通した進路指導計画の改善を行うとともに、中高合同の進路講

演会や大学教授による出前講座の内容の充実を図るなど、キャリア教育の視点に立った進路指導の取組を推進しています。

平成28年3月卒業生の進学・就職等の進路状況は、大学へ40.3%、専門学校等へ40.3%、就職者6.5%（全て県内）、その他（進学準備等）12.9%となっています。

部活動においては、新体操部が平成28年度第45回東北高等学校体操競技・新体操選手権大会新体操女子団体優勝、第43回東北総合体育大会新体操女子団体・女子個人フープ優勝などの実績があります。

なお、中高一貫教育校としての入学者数や学院高等学校への進学者数の減少等の課題の改善を図るため、平成29年度4月の学院中学校入学者から連携型中高一貫校へ移行することとしています。

※8 イングリッシュ・ビレッジ

国際教養大学で行う2泊3日の体験活動。英語で表現する力をはぐくむことを目的とし、留学生とのコミュニケーション、レクリエーション、グループ協議などを行う。

【秋田公立美術大学附属高等学院（定員：各学年30名）】

美術系の高等課程をもち、大学入学資格付与の指定を受けた特色ある専修学校として、社会や地域の文化に貢献できる人材の育成を目指した教育の充実が図られています。

作品展「明日のクリエイターたち」などを通じて、生徒の優れた作品を広く発信しています。また、美術・工芸・デザインの専門性を生かした進路希望の実現に向け、秋田公立美術大学との連携のもと、同大学の教授による授業を実施するとともに、生徒一人ひとりの学習状況に応じた個別指導を行うなど、進路指導の充実に努めています。

平成28年3月卒業生の進学・就職等の進路状況は、大学へ36.7%（秋田公立美術大学90.9%、その他大学9.1%）、専門学校等へ60.0%、就職者3.3%（全て県内）となっています。

また、生徒の作品発表にも積極的に取り組んでおり、平成28年度県美術展覧会デザイン部門特賞、平成27年度県高等学校総合美術展デザイン・絵画・工芸部門特賞（全国高等学校総合文化祭へ出品）など、優れた成績を収めています。

9 学校安全の状況

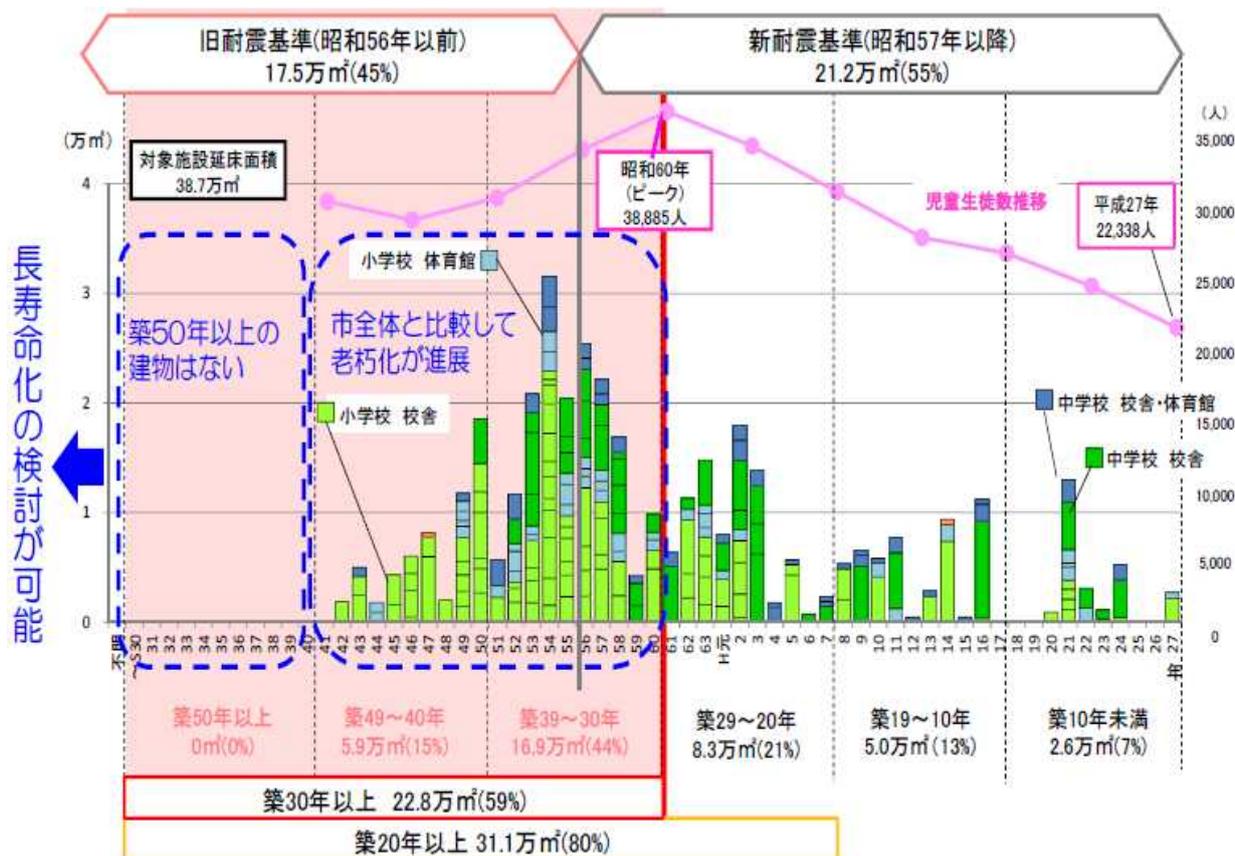
【学校施設の状況】

本市では、安全で安心な教育環境の整備とともに災害時における避難施設としての機能向上を図るため、天井等落下防止対策を含む学校施設の耐震化に取り組んできました。この結果、小・中学校の耐震化については、平成27年度末で100%を達成し、天井等落下防止対策についても、平成28年度中に完了する見込みとなっています。

また、本市の小・中学校の校舎等は、昭和40年代・50年代に新築した建物が大半を占めており、老朽化した施設の適切な維持管理と機能向上を図ることが求められています。

今後は、将来的な人口減少・少子高齢化の進行などを勘案し、より効果的・計画的に施設の老朽化対策を行う必要があります。

学校施設の築年別保有量



(出典) 秋田市学校施設長寿命化計画

【児童生徒の安全安心の状況】

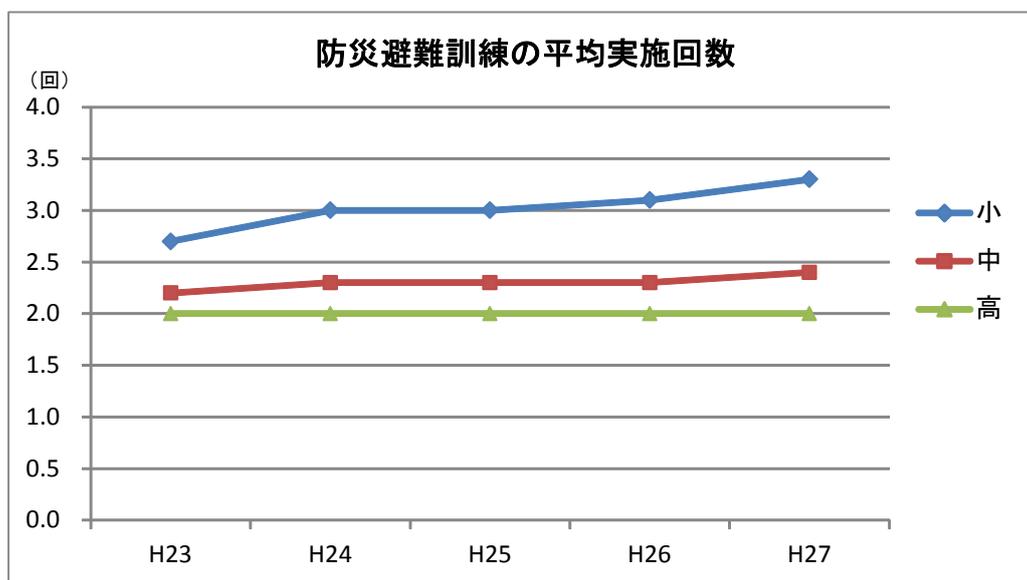
本市では、安全で安心な学校生活を確保するため、全ての市立小学校に警備員を配置しているほか、児童が登下校時に交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、PTAや町内会、警察、見守り隊などと協力し、交通安全の指導に努めています。

また、平成26年度には、交通安全確保のため、道路管理者や警察、学校、PTAなど関係機関で構成する「秋田市通学路の交通安全確保に関する連絡協議会」を組織し、必要な対策について定期的に協議を行うなど、児童生徒を危険から守る継続的な組織体制づくりを進めているほか、平成27年度には、児童生徒の安全を地域全体で見守る体制づくりのため、警察、防犯協会、学校など関係機関で構成する「秋田市防犯に関する連絡協議会」を組織しました。

今後も、関係機関との緊密な連携を通じて、社会全体で子どもを見守る体制づくりに取り組むことが重要です。

このほか、東日本大震災の教訓を踏まえ、各学校の安全計画や防災マニュアル等の見直しを図り、避難訓練の回数を増やすとともに、関係機関との連携を図りながら、休み時間等授業時間以外の時間帯での訓練や、保護者への引き渡し訓練や集団下校、緊急メール配信を行うなど、家庭や地域と連携した取組を行っています。

今後も、防災教育に関する教員研修の機会を拡充するとともに、災害時の具体的な避難方法について子どもたちへの理解の一層の充実を図る必要があります。



(出典) 県教委保健体育課「学校安全調査」

防災避難訓練の時間帯別実施状況（平成27年度）

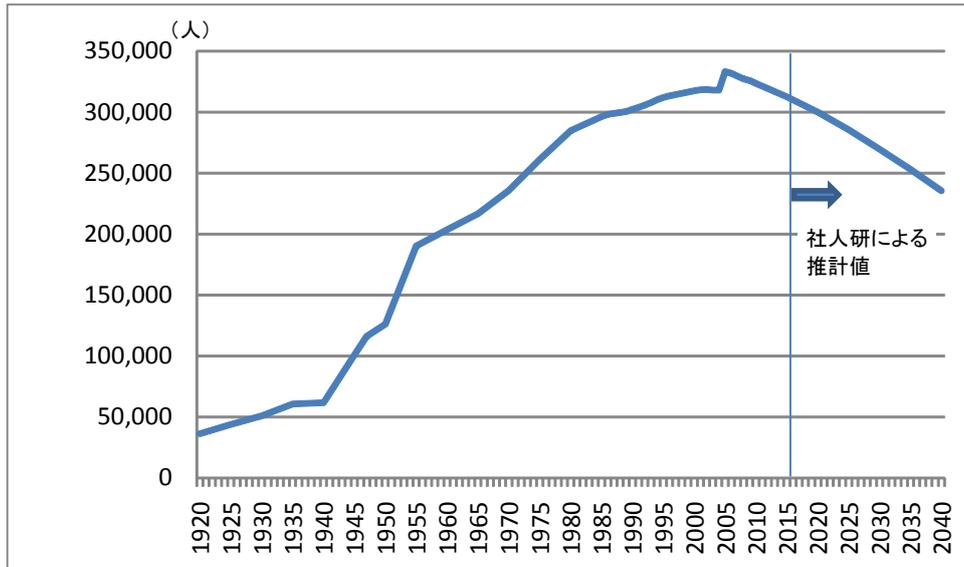
	授業時間	休み時間	その他
小学校	100.0%	90.2%	22.0%
中学校	100.0%	50.0%	8.3%
高等学校等	100.0%	0.0%	0.0%

（出典）県教委保健体育課「学校安全調査」

10 人口および児童生徒数、学級数（学校数）の状況

本市は、人口の減少とともに少子高齢化が進行しています。総人口は、戦後の周辺町村との合併を経て、高度成長期以降も一貫して増加してきましたが、2003（平成15）年には減少に転じています。2005（平成17）年には、河辺町・雄和町と合併し、33万人に達しましたが、その後も減少が続き、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、2040（平成52）年には、約23万5千人になると推計されています。

総人口の推移

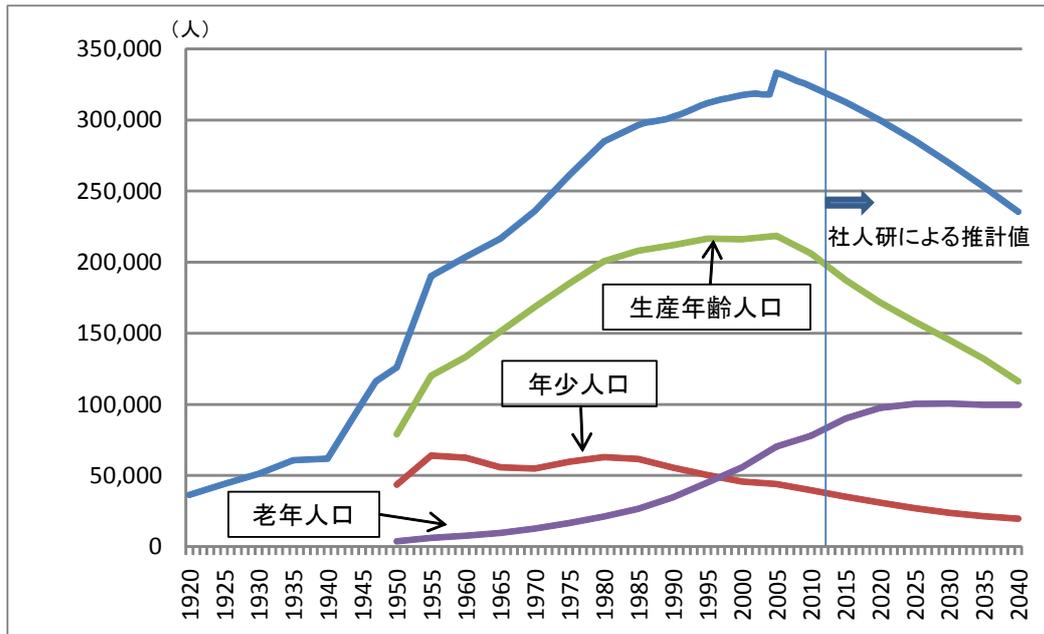


(出典)秋田市人口ビジョン

生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は、戦後増加を続けましたが、2005（平成17）年以降は減少に転じています。また、年少人口（15歳未満）は、1950年代前半には「団塊の世代」、1970年代には「団塊ジュニア世代」の誕生により増加しましたが、長期的には減少傾向が続き、1990年代後半には老年人口（65歳以上）を下回っています。

老年人口は、生産年齢人口が順次老年期に入ったことや平均余命が延びたことから、一貫して増加を続けていますが、2020年代以降は、10万人前後で推移すると推計されています。

年齢3区分別人口の推移



(出典)秋田市人口ビジョン

総人口の推移と同様に、小・中学校の児童生徒数についても減少が続き、2040（平成52）年には、2010（平成22）年と比較して約半減することが見込まれています。これに伴い、小・中学校の学級数も減少し、2040（平成52）年は2010（平成22）年と比較して約40%減少することが予想されています。

今後、学校の小規模化が進行することで、集団学習のほかクラブや部活動といった様々な集団活動に困難をきたすなど、学校運営にも大きな影響が生じることが懸念されています。

児童生徒数および学級数(学校数)の推移

		2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
小学校	児童数	17,696	15,911	14,545	12,963	11,543	9,848	8,661	7,908
	学級数(学校数)	580(48)	551(45)	548(44)	490	442	382	348	332
中学校	生徒数	9,111	8,493	7,793	6,937	6,183	5,279	4,642	4,206
	学級数(学校数)	261(24)	270(24)	283(23)	251	232	199	181	162

(出典)秋田市人口ビジョン

このような中、本市においては、秋田市人口ビジョンに掲げる目指すべき姿の実現に向け、秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略のもと、人口減少対策として、結婚・出産・子育て支援を重点的に推進しているところです。

今後は、将来にわたり良好な教育環境を維持するため、本市の人口減少対策を勘案しつつ将来の児童生徒数を見据え、学校関係者と地域住民の共通理解を図りながら、中長期的な視点による学校配置の適正化に向けた具体的な対応を検討する必要が生じています。

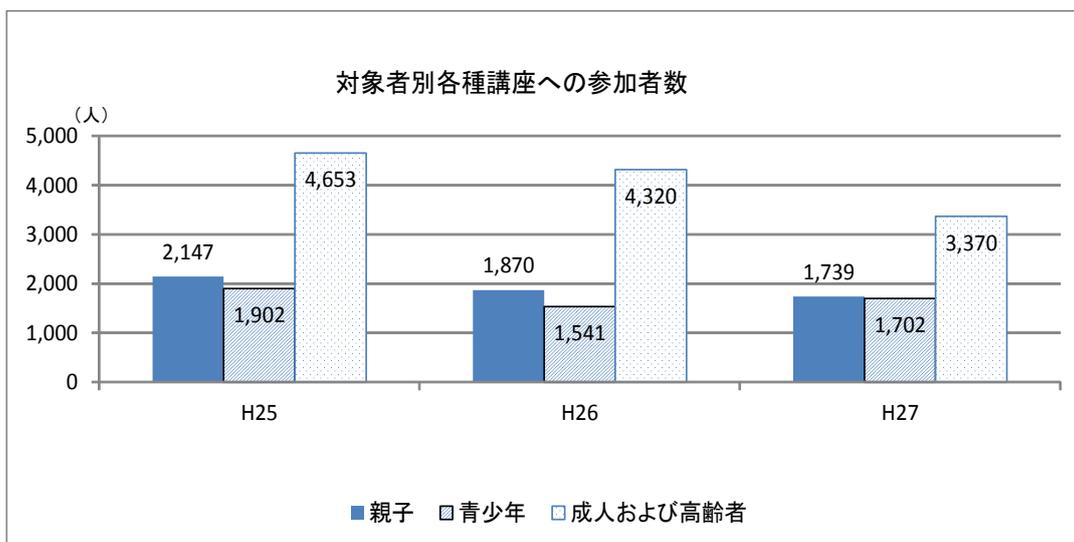
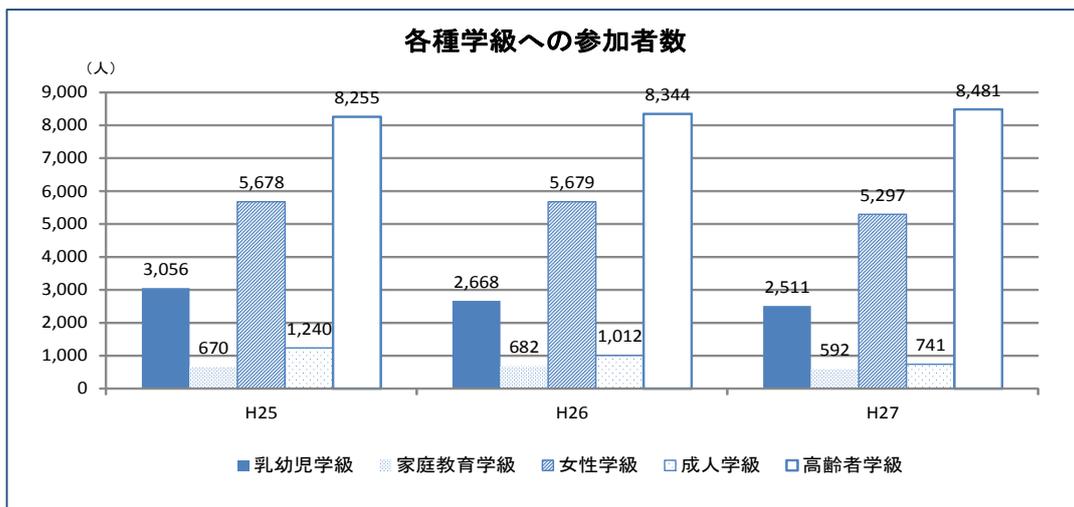
11 社会教育の状況

近年、自らの個性を活かし能力を高め、生涯を通じた生きがいづくりや自己実現のため、市民の学習活動に対するニーズが高度化・多様化するとともに、学習成果をボランティア活動などで社会に活かしたいという意欲が高まっています。

このような中、本市では、乳幼児、青少年、成人および高齢者の各ライフステージにおける様々な学習ニーズの把握に努めるとともに、各種学級や講座の開催などを通して、現代的課題や地域課題に対応した学習機会を提供しています。

今後も、各社会教育施設等における施設間の連携を密にし、学習情報などの共有化を図るとともに、参加者の増加につながるよう、事業内容のさらなる充実に努める必要があります。

さらに、共働き世帯の増加や少子化の影響により、乳幼児学級や少年体験活動などの参加者が減少傾向にあることから、事業内容や開催時期および開催時間を各年代のライフスタイルに応じて工夫するなど、新たな参加者の掘り起こしに取り組む必要があります。



ホームページ等を活用した、生涯学習に関する情報提供数（平成27年度）

サークル数	1,626団体
生涯学習関連事業数	469事業
生涯学習講師団数（延べ登録者）	528人
生涯学習関連冊子（※）発行数	2,770部

※生涯学習関連冊子：秋田市の生涯学習、生涯学習ガイド、あしたの風

12 社会教育施設等における活動の状況

図書館では、市立図書館のネットワークを活かした迅速な貸出・返却を行うほか、調査研究や市民生活に役立つ本、話題作など幅広い資料の収集に努めるとともに、ホームページなどからの情報発信やレファレンスの充実に取り組んでいます。

また、子ども読書活動の推進を図るため、「かぞくぶっくぱっく事業」や「ブックスタート事業」を実施しているほか、全市立小・中学校に学校図書館サポーターを派遣し、図書室の整理や児童生徒の調べ学習を支援するなど、様々な学習機会の提供に努めています。

今後も、資料の充実に努めるとともに、各種サービスの向上に努め、市民が利用しやすい学習環境の整備・充実に取り組む必要があります。

図書館の利用人数

施設名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
中央図書館明德館	281,647人	272,073人	261,548人
中央図書館明德館河辺分館	13,880人	13,924人	14,456人
フォンテ文庫	115,824人	119,745人	113,988人
土崎図書館	98,082人	97,379人	95,241人
新屋図書館	86,713人	82,476人	81,062人
雄和図書館	14,358人	13,022人	12,355人
合 計	610,504人	598,619人	578,650人

近年、情報化の著しい進展や地域社会における人間関係の希薄化によって、子どもたちの豊かな成長に欠かせない多くの人や社会、自然などと直接触れあう機会が減少傾向にあり、人間関係を築く力や思考力・判断力・表現力等をはぐくむ体験活動の充実に努めることが求められています。

このような中、各校では、体験活動施設を学校教育の場として活用しながら、集団生活のほか自然や科学の体験活動等を通じた「学び」により、人間性や社会性を培う教育活動を展開しています。

太平山自然学習センターでは、太平山の豊かな自然に親しみながら、子どもから高齢者までの各世代に野外活動や集団生活、ものづくり体験などの機会を提供することにより、青少年の健全育成や市民の生涯学習を推進しています。

また、自然科学学習館では、身近な科学的事象を題材にした企画の充実に努め、不思議や驚きの発見を促し、科学的な見方・考え方を広げるための展示やワークショップ、体験活動を展開しています。

今後も、各施設における事業内容の充実に努めるとともに、計画的な施設整備や設備の更新に努め、市民の学習機会の充実に取り組む必要があります。

体験活動施設の利用状況

	施設名	太平山自然学習センター			自然科学学習館		
	年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
学校利用	利用校数	79校	78校	78校	69校	68校	68校
	児童生徒数	6,161人	5,666人	5,599人	5,483人	5,188人	5,083人
一般利用 (部活動等含む)	利用回数	65回	69回	71回	113回	89回	66回
	利用者数	1,787人	2,007人	2,665人	2,453人	1,954人	1,473人
主催事業	実施回数	12回	11回	11回	30回	28回	29回
	参加者数	486人	214人	260人	10,571人	12,213人	10,449人

公民館や市民サービスセンターにおいては、各種サークルの自主的な活動を支援するほか、各種学級や講座等を実施するとともに、地域課題の解決に資する学習機会の充実に努めています。

今後も、市民の学習活動に対する意欲や関心の高まりを的確にとらえながら、地域コミュニティづくりの拠点として、地域と連携した特色ある事業展開に努めるなど、多様な市民ニーズに対応した社会教育活動の充実に取り組む必要があります。

公民館・市民サービスセンターの利用人数

施設名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
中央公民館	78,166人	72,174人	83,029人
東部公民館	45,323人	41,986人	(※) 13,835人
南部公民館	52,154人	47,184人	48,328人
北部公民館	25,666人	23,732人	24,050人
東部市民サービスセンター	/	/	45,436人
西部市民サービスセンター	83,171人	77,356人	76,977人
南部市民サービスセンター	/	37,549人	46,962人
北部市民サービスセンター	101,247人	103,674人	104,689人
河辺市民サービスセンター	18,481人	17,193人	15,467人
雄和市民サービスセンター	14,080人	14,512人	14,752人
合 計	418,288人	435,360人	473,525人

※東部公民館は平成27年7月31日で閉館したため、同日までの利用人数としています。

第Ⅳ章 「施策の方向性と今後の展開」

秋田市教育ビジョン体系図

本市教育の目指す姿の実現に向け、各目標のもとに施策の方向性を定め、今後取り組むべき施策を体系として表します。

目指す姿	目 標	施策の方向性
郷土あきたの明日を拓く「自立と共生」の人づくり	【目標1】 志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ学校教育の充実	1 豊かな人間性の育成
		2 確かな学力の育成
		3 健やかな心と体の育成
		4 夢や希望、志をはぐくむ教育の推進
		5 一貫性・系統性を踏まえた教育の推進
		6 今日的な課題に対応した教育の充実
		7 教育の質を高める体制の充実
		8 高等学校教育の充実
	【目標2】 将来にわたり安全安心で快適な学校教育環境の整備	1 良好な学校教育環境の整備
	2 安全安心な学校教育環境の整備	
	【目標3】 生涯を通じて個性と能力を発揮できる社会教育の充実	1 社会教育の充実
	2 社会教育施設等における活動の充実	

施 策	ページ
1-1 道徳教育の充実	38
1-2 人と人との絆づくり	39
1-3 人間関係を築く力の育成	39
2-1 学習指導の充実	41
2-2 読書活動の充実	42
3-1 健康教育の充実	43
3-2 体力の向上	44
3-3 食育の推進	44
4-1 キャリア教育の推進	46
4-2 郷土秋田に根ざした教育の推進	46
4-3 グローバル化に対応した教育の推進	47
5-1 幼保小連携の推進	48
5-2 小中一貫した考えに立った教育の充実	48
6-1 いじめの防止	50
6-2 不登校児童生徒への支援	51
6-3 特別支援教育の充実	52
6-4 情報モラル教育の充実	53
6-5 防災教育の充実	53
7-1 教職員研修の充実	55
7-2 家庭・地域・関係機関等との連携体制の充実	56
8-1 秋田商業高等学校の教育の充実	57
8-2 御所野学院高等学校の教育の充実	57
8-3 秋田公立美術大学附属高等学院の教育の充実	58
1-1 学校配置の適正化	59
1-2 児童生徒の実情に応じた学びの支援	59
2-1 学校内の安全安心の確保	61
2-2 通学路等の安全確保	61
2-3 安全安心で安定的な学校給食の提供	62
2-4 学校施設の整備	63
1-1 学習支援体制の充実	64
1-2 学習機会の充実	65
1-3 学習成果の活用支援	65
1-4 地域コミュニティづくりの推進	66
2-1 図書館サービスの向上	67
2-2 太平山自然学習センター、自然科学学習館における体験活動の充実	68
2-3 市民サービスセンターにおける社会教育活動の充実	68

第Ⅳ章 施策の方向性と今後の展開

【目標 1】志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ学校教育の充実

施策の方向性 1：豊かな人間性の育成

【求められる取組】

グローバル化や情報化の進展など社会環境が大きく変化する中、子どもたちが自立した人間として他者と共によりよく生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して、豊かな人間性をはぐくむ取組の充実を図ることが必要です。

【今後の展開】

人としての生き方や在り方について考えを深め、主体的に未来を切り拓こうとする力をはぐくむことができるよう、各教科等や学校行事など、様々な教育活動を通じて道徳教育の充実を図ります。

また、学級・学年等における望ましい集団活動を通して、自分の役割を果たす態度や互いのよさを認め合って協力する態度など、よりよい人間関係を築こうとする力や、地域の一員としての誇りを持ち、協働して地域を支えようとする心をはぐくむ活動の充実に努めます。

1-1 道徳教育の充実

- 子どもたちが命の尊さを知り、善悪を判断する力や他者を思いやる心、自らを律する心など、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、教育活動全体を通じて、道徳教育の充実を図ります。
- 自己を見つめ、人としての生き方や在り方について深く考え、語り合う、「特別な教科 道徳（道徳科）」の充実を図ります。
- 子どもの生活状況や身に付けさせたい道徳性などについて、学校と家庭、地域が連携して取組を進めます。

【主な取組】

- ・ 学校行事や体験活動、各教科等との関連を図った道徳教育の推進
- ・ 道徳の教科化に対応した、道徳の時間の授業力向上を図る学校訪問指導や研修の充実
- ・ 課題研究推進校の先進的な取組および研究成果の共有化と活用の推進
- ・ 道徳教育に関する意見交換や道徳の時間の授業公開などを通じた、学校、保護者、地域が一体となって子どもを育てる取組の推進

1-2 人と人との絆づくり

- 子どもたち一人ひとりに「共生」の力をはぐくむため、学校や家庭、地域社会において、その一員としての自覚や誇りをもつことができるよう、家庭や地域と連携しながら、自ら進んで協力し、働きかけることの大切さや、人の役に立つことの喜びなど、子どもが人の絆の素晴らしさを実感する学習や体験活動の充実に努めます。

【主な取組】

- ・ 学校と家庭、地域の連携を推進する「絆づくり教育プラン」の充実
- ・ 学校と地域をつなぐ学校評議員制度^{※9}の効果的な活用の推進
- ・ 「人の絆」のすばらしさを実感する学習や体験活動の推進
- ・ 「学校群合同体験活動」^{※10}や「中学生サミット」^{※11}、「中学校文化フェスティバル」^{※12}など、学校間の交流を推進する「はばたけ秋田っ子」教育推進事業の実施

※9 学校評議員制度

保護者や地域住民の意向を把握し学校運営に反映させるよう、校長の求めに応じて学校評議員が学校運営に関わる事項について意見を述べる制度。評議員は、有識者、関係機関・地域代表、保護者等をもって構成する。学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第49条に規定されている。

※10 学校群合同体験活動

児童生徒が感動を分かち合い、豊かな人間性をはぐくむことを目指し、複数の小・中学校が学校の枠を超えて行う交流体験活動。

※11 中学生サミット

市内の中学生が、自ら企画し、全市で一斉に実践する活動を通して、感動を分かち合い、豊かな心と行動力をはぐくむことを目的とした、各校生徒会の代表者による会議。

※12 中学校文化フェスティバル

各校の特色を生かした文化的な活動の発表を通して、学校間の交流を図るとともに、広く市民へ発信する取組。市内中学校を3つのグループに分け、1グループあたり3年に1回の開催。

1-3 人間関係を築く力の育成

- 相手のよさや自分との違いを理解する力や、進んで他者と関わろうとするコミュニケーション能力をはぐくむため、日常的な関わりを通じた共感的な児童生徒理解に努め、互いに心が通い合う学級づくり・集団づくりに取り組みます。

【主な取組】

- ・ Q-U調査^{※13}や「ふれあいノート」^{※14}等を生かした学級集団づくり
- ・ 集団のよさや人間関係を築くことの大切さを実感する学級活動や異年齢集団活動の充実
- ・ よりよい人間関係を築く力をはぐくむ学級活動、集団活動の指導力向上

※13 Q-U調査

学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定するもの。いじめや不登校の早期発見、学級崩壊の予防、よりよい学級集団づくり等に活用することができる。本市では平成25年から小学校5年生と中学校2年生を対象に実施。

※14 ふれあいノート

子どもの気持ちや考え、人間関係の状況などを多面的に理解することを目的とした、教員と生徒間で日常的に交わされるノート等。

施策の方向性 2 : 確かな学力の育成

【求められる取組】

複雑で変化の激しい現代社会に子どもたちが主体的に関わり、よりよい社会を創っていくためには、一人ひとりが、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、自ら課題を見つけ、主体的によりよく問題を解決する資質や能力を他者との協働的な学習を通して育成することが求められています。

【今後の展開】

社会の変化に向き合い、自ら新しい社会を創造する子どもたちの育成を目指し、これまで取り組んできた互いに学び合う問題解決型の学習機会のさらなる充実など、アクティブ・ラーニングの視点に基づく授業改善^{※15}に努めます。

また、想像力を養い、感動する心を育て、考える力を培う読書活動の充実を図ります。

※15 アクティブ・ラーニングの視点に基づく授業改善

子ども同士の学び合いを通して、進んで課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるための授業改善。

2-1 学習指導の充実

- 一人ひとりの学習状況を把握し、個に応じた指導の充実に努めます。
- 学ぶ意欲を高めるため、単元・題材の構成や導入の工夫、身についた力が実感できる振り返りなどの工夫に努めます。
- 基礎基本の定着を図るため、身に付けさせたい力を明確にし、指導過程や学習形態の工夫に努めます。
- 主体的に課題を設定し、解決するために必要な情報を収集・蓄積するとともに、知識や技能の活用を図ることで、思考力・判断力・表現力をはぐくむ授業の構築に努めます。
- 情報を他者と共有し、互いの考え方の共通点や相違点を理解しながら、学び合いを通して課題を解決していく場を設定するなど、協働的な学習の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 確かな学力をはぐくむ授業づくりをめざす学校訪問指導や研修の充実
- ・ 本市児童生徒の学力の状況を把握する基礎学力調査^{※16}の実施
- ・ 基礎学力調査に基づく「授業改善のポイント」および「実践事例集」の作成と活用の推進
- ・ 基礎学力調査と全国学力・学習状況調査^{※17}を関連させた指導資料「学習指導改善の方策」の作成と活用の推進

- ・ 学校の課題解決に向けた校内研修への支援
- ・ 全市一斉授業研究会^{※18}の実施

※16 基礎学力調査

小学5年生（国、社、算、理）と中学2年生（国、社、数、理、英）を対象に平成6年から実施している本市独自の学力調査。国語は「聞き取り」、英語は「リスニング」「スピーキング」を含む。

※17 全国学力・学習状況調査

全国的に児童生徒の学力の状況を把握する調査。平成19年度から文部科学省が実施している。対象は小学6年生、中学3年生で、国語と算数・数学についてそれぞれ主として「知識」に関する問題(A)と、主として「活用」に関する問題(B)の2種類について行う。児童生徒や学校に対する質問紙調査では、学習意欲や生活習慣、学校環境などについても調査する。（理科は平成24年から3年おきに実施）

※18 全市一斉授業研究会

秋田市小・中学校長会、県教育研究会秋田支会（各教科研究会）、秋田市教育委員会が共催して行っている授業研究会。本市教職員の授業力向上と学校教育の活性化を目的として、平成22年度から実施している。

2-2 読書活動の充実

- 子どもたちが読書活動を通して感性を磨き、読解力や表現力を高めることができるよう、学校図書環境の整備・充実に努めるとともに、多様な本にふれる機会の提供など、読書習慣の定着と読書意欲の向上を図ります。

【主な取組】

- ・ 学校図書館図書の整備
- ・ 学校図書館の効果的な活用を推進する学校訪問指導や研修の充実
- ・ 魅力ある図書館運営を促進する学校図書館サポーター^{※19}の派遣
- ・ 学校図書館担当教員と学校図書館サポーターが共に学ぶ機会の充実

※19 学校図書館サポーター

「秋田市子ども読書活動推進計画」に基づき、各校の学校図書館担当教員の計画のもと、環境整備や読書活動の支援を行う職員。市立図書館に配置された学校図書館サポーターを市立全小・中学校へ派遣している。

施策の方向性3：健やかな心と体の育成

【求められる取組】

社会環境や生活様式の変化に伴い、全国的に子どもたちの体力の低下や生活習慣の乱れなどが指摘されている中、自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって心身ともに健やかな生活を送ることのできる資質や能力を身に付けさせることが求められています。

【今後の展開】

発達の段階に応じた体育学習や健康教育、食育の充実を図り、生活の基礎となる心身の健康づくりに取り組みます。

3-1 健康教育の充実

- 子どもたちの規則正しい生活習慣を培うために、健康の保持増進に向けた学校保健活動を推進するとともに、アレルギー疾患や生活習慣病、心身の健康などについて、医療機関や関係団体、家庭と連携を図りながら、一人ひとりに応じた保健指導の充実や子どもの心に寄り添った支援に努めます。
- 子どもたち一人ひとりの自尊感情や自己肯定感を高め、ストレスに対応する力を身に付けさせるため、発達の段階に応じた、きめ細やかな支援とともに、心の健康に関する指導の充実に努めます。

【主な取組】

- ・ 保健主事や養護教諭等を対象とする健康教育の推進を図る研修の充実
- ・ 秋田市学校保健統計報告書や各種調査を活用した学校保健管理の推進
- ・ 小学校用副読本「わたしたちの健康」の作成と活用の推進
- ・ 小・中学校におけるフッ化物洗口事業^{※20}の実施
- ・ 秋田市学校保健会^{※21}による、ひまわり健康家族教室^{※22}や秋田市学校保健大会^{※23}の開催

※20 フッ化物洗口事業

むし歯予防対策の一層の推進と児童生徒自らの健康に対する意識の向上を図ることを目的に、フッ化物洗口液を用いてブクブクうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて虫歯を予防する事業。

※21 秋田市学校保健会

本市における学校保健の振興を図り、児童生徒並びに教職員の健康保持増進、福利厚生発展に寄与することを目的として、昭和53年6月に学校保健関係者等により構成し、設置した組織。

※22 ひまわり健康家族教室

市内小学校の低学年児童を対象に、保健学習や調理実習を通して、健康のための基本的な知識を身につけるために行う家族参加型教室。

※23 秋田市学校保健大会

学校教職員、学校医、P T A関係者等を対象に、生涯にわたり心身共に健康で、たくましく生きぬく子どもの育成のために、学校保健に関する当面の諸問題について研究協議を行う大会。

3-2 体力の向上

- 子どもたち一人ひとりの体力や運動能力の実態を踏まえ、体を動かすことの楽しさを実感させるとともに、運動量を保証した体育学習の充実や日常的に運動に親しむ環境づくりに努めます。

【主な取組】

- ・ 体育学習推進委員会^{※24}による体力の向上や体育学習の授業改善を図る資料の作成と活用の推進
- ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査^{※25}の結果を踏まえた指導改善
- ・ 小学校地区別陸上運動記録会の実施
- ・ 中学校部活動外部指導者派遣事業^{※26}の実施

※24 体育学習推進委員会

「新体力テストによる体力・運動能力調査」の結果を分析し、体力向上に向けた取組等を冊子にまとめるなど、子ども一人ひとりの体力の状況に応じた指導の改善を図ることを目的として、市内小中学校教員で組織された委員会。

※25 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

子どもの体力の状況を全国的に把握・分析することにより、体力の向上に係る施策の検証と改善を図ることを目的として文部科学省が実施している調査。

※26 中学校部活動外部指導者派遣事業

部活動の専門的な技術指導者を必要とする中学校に対し、技術指導に堪能な外部の指導者を派遣する事業。

3-3 食育の推進

- 生涯にわたって健全な食生活を送ることができるよう、子どもたちに豊かな心を醸成し、望ましい食習慣を身に付けさせるため、担任と栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導や、健康に課題を抱える子どもたちへの個別相談指導および家庭への啓発活動の充実に努めます。

【主な取組】

- ・ 栄養教諭・学校栄養職員の未配置校をサポートする食育ネットワーク^{※27}の充実
- ・ 学校給食献立作成委員会^{※28}による食育の推進に資する献立の作成
- ・ 秋田の食の豊かさを実感できる秋田市民市場と連携した「食から秋田を知ろう～秋田市民市場を活用して～」事業の実施

- ・ 秋田の農産物のよさを実感できる「まるごと秋田を食べよう給食」^{※29}の実施
- ・ 食育の推進および指導力向上を図るための学校訪問指導や研修の充実

※27 食育ネットワーク

市内小・中学校において、栄養教諭等による食育や学校給食の運営等に関する助言が受けられるよう、栄養教諭等が所属している学校を中心に近隣校同士を結んだ連絡体制。

※28 学校給食献立作成委員会

小・中学校の学校給食献立作成をはじめとする児童生徒の栄養管理や給食運営に係る事務処理を行うことなどを目的に開催される委員会。委員は教育委員会職員および市内小・中学校所属の栄養教諭および学校栄養職員で構成される。

※29 まるごと秋田を食べよう給食

学校給食に地場産農産物を使用したり、郷土料理を献立に取り入れることで、子どもたちにふるさと秋田のよさや食の豊かさを体験させるとともに、郷土愛をはぐくむことを目的に行う給食。市内産農産物が豊富な11月に実施している。

施策の方向性 4 : 夢や希望、志をはぐくむ教育の推進

【求められる取組】

変化が激しく、将来の予測が困難な社会環境において、子どもたちが充実した人生を送るためには、変化に主体的に向き合い、新たな価値や仕組みを創造し、自ら未来を切り拓く力をはぐくむことが求められています。

【今後の展開】

自分を見つめ、自らの生き方を考え、人の役に立つことの喜びや働くことの大切さを実感できる学習活動の充実に努めるとともに、発達の段階を踏まえたきめ細かな指導を通して、子どもたち一人ひとりに夢や希望、志をはぐくみます。

4-1 キャリア教育の推進

- 自らの未来を切り拓いて生きていく力をはぐくむため、各教科等において、学ぶ目的や学びを続けることの意義について理解を深める指導に努めます。
- 地域や家庭と連携を図りながら、自己と他者、社会とのつながりを実感する啓発的な体験活動の充実に努めます。

【主な取組】

- ・ 社会生活や職業などと各教科等の学習を関連付けた指導の充実
- ・ 学校きらめきプラン^{※30}による啓発的な体験活動等の推進

※30 学校きらめきプラン

校長の経営方針に基づき、各校が重点的に取り組もうとする教育活動に対し、予算措置を行うことを目的とした事業。学校規模に応じてすべての学校に予算を配当している。

4-2 郷土秋田に根ざした教育の推進

- ふるさとへの愛着と誇りをもち、郷土の発展に積極的に関わろうとする態度をはぐくむため、郷土の歴史や文化について理解を深める学習や、地域に貢献する人材を活用した学習、自然との共生の観点から郷土の自然環境について考える学習などの充実に努めます。

【主な取組】

- ・ 小学校3・4年生用社会科副読本「わたしたちの秋田市」の作成と活用の推進
- ・ 秋田市の歴史・文化を学ぶ「小・中学校出前授業」^{※31}の活用の推進
- ・ 学校きらめきプランによる郷土の伝統や文化等について学ぶ機会の充実
- ・ 秋田市環境学習サポート事業^{※32}を活用した郷土の環境問題について理解を深める学習の推進

※31 小・中学校出前授業

郷土秋田の文化・歴史を学習する児童生徒を支援するため、秋田市内の文化行政に携わる職員が授業の講師として学校を訪問し、子どもたちへの郷土学習の機会を提供する取組。

※32 秋田市環境学習サポート事業

市民の自発的な環境学習を支援できるよう、秋田市内の小・中学校または町内会など秋田市民で構成される各種団体に市職員を講師として派遣する取組。

4-3 グローバル化に対応した教育の推進

- 各教科や総合的な学習の時間などにおいて、多様な文化や価値観、生き方にふれ、広い視野から課題を探究する学習活動の充実を図るなど、異文化を理解し、様々な人々と協働して社会を創ろうとする資質や能力をはぐくみます。
- グローバル社会におけるコミュニケーションツールとしての英語教育の推進に努めます。

【主な取組】

- ・ 異文化の理解を促す長期休業等におけるALTや外部指導者との交流活動の充実
- ・ 小学校外国語活動の教科化等に対応した外国語活動（外国語科）の授業力向上および英語力向上を図る研修の実施
- ・ 中学校教員の授業力および英語力の向上を図る特別研修の実施（4年間で全英語教員が受講）
- ・ 英語コミュニケーション能力を高めるイングリッシュスクール^{※33}の実施

※33 イングリッシュスクール

小・中学生を対象として、市がALTを活用した英語の活動を組み合わせた体験活動を行うイベント。主に長期休業中の開催を想定している。

施策の方向性 5：一貫性・系統性を踏まえた教育の推進

【求められる取組】

幼児教育と小学校教育の連続性に配慮しつつ、小中9年間を一つのまとまりとしてとらえ、子どもの発達の段階に応じたきめ細やかな指導が求められています。

【今後の展開】

小・中学校への進学にあたり、子どもたちが学習や生活で体験する段差に配慮した一貫性と系統性を踏まえた幼保小連携や小中一貫した考えに立った教育の充実を図ります。

また、幼保小や小・中学校の子ども同士が交流する機会の充実に努めるとともに、教員・保育士の交流を通して、子どもの実態や指導のあり方について共通理解を図り、発達の段階に応じたきめ細かな指導に努めます。

5-1 幼保小連携の推進

- 子どもの発達や学びの連続性を踏まえた指導を行うため、子ども同士の交流機会や、幼保小の教員・保育士による合同研修会などの充実に努めます。
- 子どもたち一人ひとりが安心して小学校生活を始め、自信や意欲をもって活動することができるよう、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に努めます。

【主な取組】

- ・ 幼児教育についての理解や小学校教育との連携のあり方について学ぶ研修の充実
- ・ 幼保小の教員・保育士による合同研修会の充実
- ・ 幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るスタートカリキュラムの実践・検証

5-2 小中一貫した考えに立った教育の充実

- 小中9年間を一つのまとまりとしてとらえ、子どもの発達の段階に応じたきめ細かな指導を行うため、小学校と中学校が「めざす子ども像」を共有し、系統性と発展性のある学習指導や、小・中学生がふれあいの中で豊かな人間関係をはぐくむ交流活動を実施するなど、学校規模や設置形態に応じて、小中一貫した考えに立った教育活動の充実に努めます。

【主な取組】

- ・ 一貫性と発展性のある学習指導など、取組の5つの視点^{※34}を踏まえた小中一貫した考えに立った教育の推進
- ・ 1小1中や複数小1中など、中学校区における小学校の設置状況や学校規模に応じた取組およびその成果の共有化

※34 取組の5つの視点

小中一貫した考えに立った教育の充実を図るため、本市が示している次の5つの視点。

視点1 「一貫性と発展性のある学習指導」

視点2 「連携を重視した生徒指導」

視点3 「発達の段階に応じた生き方指導」

視点4 「児童生徒の交流活動」

視点5 「小中一貫を支える連携体制」

施策の方向性 6：今日的な課題に対応した教育の充実

【求められる取組】

子どもたちの規範意識の低下や人間関係の希薄化を背景とした、いじめや不登校、ネットトラブル^{※35}による問題行動が社会問題となっています。

特別支援教育においては、インクルーシブ教育システム^{※36}構築の理念を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、互いに認め合い共に生きていこうとする態度をはぐくむことが求められています。

防災教育においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、人と人との絆の大切さや進んで他者に働きかけ、互いに支え合い助け合うことの重要性を改めて見つめ直すとともに、自然災害のみならず子どもたちを取り巻くあらゆる危機を想定した教育を推進する必要があります。

【今後の展開】

いじめや不登校への対応については、子どもの心に寄り添った生徒指導の充実や、子どもたちの主体的な活動の推進に努めるとともに、校内指導体制を整え、組織的かつ迅速な対応を図ります。

また、特別支援教育については、子ども一人ひとりの状況等に応じ、よりきめ細やかな指導や支援に努めるとともに、障がいの有無に関わらず、互いに認め合い、共に生きていこうとする態度をはぐくみます。

さらに、ネットトラブルや災害から子どもたちを守るため、習得した知識や技能に基づき、自ら危険を予測し回避する力を身に付けさせる指導に努めます。

※35 ネットトラブル

インターネット上で発生する、スマートフォンやパソコン、通信機能付き端末等を介した誹謗や中傷、個人情報の漏えいなどのトラブル。

※36 インクルーシブ教育システム

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮（P52 ※42参照）が提供される等が必要とされており、国連の「障害者の権利に関する条約」第24条に規定されている。

6-1 いじめの防止

- いじめの未然防止を図るため、「秋田市いじめ防止基本方針」に基づき、子ども一人ひとりに「いじめは決して許されない行為である」ことへの理解を促し、子ども主体のいじめ防止の取組を推進します。
- いじめの早期発見、早期解決を図るため、些細な兆候であっても、軽視することなくいじめを認知するとともに、いじめを認知した際には、校内のいじめ対策委員会による明確な対応方針のもと、保護者と連携を図りながら、迅速か

つ丁寧な対応に努めます。

【主な取組】

- ・ いじめ防止についての理解を深め、組織的な指導体制づくりを推進する研修の充実
- ・ 「中学生サミット」や各校の児童会、生徒会ごとの子ども主体の「いじめを生まない学校づくり」に向けた全市的な活動の推進
- ・ 秋田市いじめ対策委員会^{※37}や関係機関と連携した本市のいじめ防止対策の検証・改善
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」^{※38}に沿った組織的な対応の推進

※37 秋田市いじめ対策委員会

本市のいじめ防止の取組および解決の困難ないじめ事案が発生した際の対応等に関し公正かつ客観的な立場から意見を述べるとともに、必要に応じて、第三者機関として、独自の調査や当事者間の調整を行う組織。医師、弁護士、人権擁護委員、学識経験を有する者の委員6名以内をもって組織する。

※38 学校いじめ防止基本方針

各校の実情に応じ、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針を定めたもの。「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている。

6-2 不登校児童生徒への支援

- 不登校の未然防止を図るため、人間関係を築く力をはぐくむ集団づくりや、自己有用感を実感できる授業づくりを行うとともに、保護者等と連携を図りながら、子ども一人ひとりの状況や発達の特性に応じた支援の充実に努めます。
- 不登校対応コーディネーター^{※39}を中心とした組織的な取組を推進するとともに、スクールカウンセラーや関係機関等を効果的に活用した教育相談体制の充実に努めます。

【主な取組】

- ・ 人間関係を築く力や自己有用感等をはぐくむ授業づくり・集団づくりについて理解を深める研修の充実
- ・ 不登校対応コーディネーターを中心とした組織的な対応
- ・ スクールカウンセラーや心の教室相談員、学校派遣相談員の派遣による教育相談体制の充実
- ・ 適応指導教室「すくうる・みらい」の運営
- ・ 引きこもり傾向の児童生徒を支援するフレッシュフレンド^{※40}の派遣
- ・ 保護者と教員を対象とした「心のふれあい相談会」^{※41}の開催
- ・ 不登校児童生徒への組織的・計画的な対応を支援する学校訪問等の実施

※39 不登校対応コーディネーター

不登校児童生徒に対して組織的に対応する際のチームの中心となる職員。支援方針の決定、協力体制づくり、関係機関との連携に関する調整等を担う。

※40 フレッシュフレンド

不登校およびその傾向をもつ児童生徒に対して、学校と連携を図りながら、家庭に派遣する学生。人間的なふれあいを深めることを中心に、共に遊びや学習等様々な活動・体験を行う。

※41 心のふれあい相談会

不登校あるいは不登校傾向の児童生徒の自立と支援を図ることを目的とし、保護者および教職員を対象に、専門家による講演や臨床心理士による個別相談を行う会。

6-3 特別支援教育の充実

- 子どもの教育的ニーズに対応するため、一人ひとりの状況等に応じた合理的配慮^{※42}を提供するとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、全校体制でのきめ細かな指導や支援に努めます。
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、互いに認め合い共に生きていくための基盤づくりとなる交流および共同学習^{※43}の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 特別支援教育コーディネーター^{※44}を中心とした組織的な対応の促進
- ・ 子ども一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る学校訪問指導や研修の実施
- ・ 学級生活支援サポーター、学校行事等支援サポーター^{※45}の派遣
- ・ 学校行事、教科等の学習や地域行事における交流および共同学習の推進

※42 合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもとともに教育を受けることができるよう、障がいのある子どもの個別の状況に応じて行われる配慮。

※43 交流および共同学習

障がいのある子どもとない子どもが、相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくみ、教科等のねらいを達成させることを目的に、通常学級と特別支援学校、通常学級と特別支援学級、特別支援学校間、特別支援学級と地域等で行われる活動。

※44 特別支援教育コーディネーター

児童生徒の適切な支援のために、校内の関係者や関係機関との連携調整や保護者の連絡窓口となるコーディネーター的な役割を担う者。すべての特別支援学校および小・中学校において、配置されることが義務づけられている。

※45 学校行事等支援サポーター

特別な支援を必要とする児童生徒が校内外の学校行事等に参加する際、学校の要望により必要に応じて児童生徒の支援を行う者。介助等ボランティア、手話通訳者および要約筆者としての経験を有することなどを

条件としている。

6-4 情報モラル教育の充実

- 複雑化・深刻化するネットトラブルから子どもたちを守るため、情報に関する自他の権利を尊重し、ルールやマナーを守ろうとするなど、情報社会における適正な活動を行おうとする態度をはぐくむとともに、トラブルを回避する知識や技術の指導を通じた情報モラル意識の向上に努めます。
- トラブルの未然防止に向け、学校と家庭、地域が連携した啓発活動に取り組みます。

【主な取組】

- ・ ネットトラブルの現状と課題を共有化し、安全なネット利用について理解を深める研修の充実
- ・ ICT活用推進委員会^{※46}による実践資料の作成と活用の推進
- ・ 秋田市PTA連合会等と連携した教職員と保護者が共に学ぶ取組の推進

※46 ICT活用推進委員会

学識経験者や市内小・中学校教職員、教育委員会職員で構成されたICTの活用や情報モラルに関する調査研究や協議を行う委員会。

6-5 防災教育の充実

- 災害に適切に対応する能力を高めるため、災害に関する学習や防災訓練等を通して、災害に対する正しい知識や対応方法を身に付けさせるとともに、災害発生時に迅速かつ適切に判断し、自分の命を守り安全を確保する力や災害時に他者および地域のために協力し助け合おうとする態度をはぐくみます。

【主な取組】

- ・ 学校、家庭、地域が連携した合同避難訓練、引き渡し訓練等の実施
- ・ 災害に適切に対応する能力をはぐくむ防災学習や避難訓練等について理解を深める研修の充実
- ・ 「学校安全計画」^{※47}や「学校防災マニュアル」^{※48}等の検証・改善の促進
- ・ 秋田市防災安全対策課や消防署、警察署などの関係機関と連携を図った防災教室の開催

※47 学校安全計画

「学校保健安全法」により規定され、1. 学校の施設設備の安全点検、2. 児童生徒に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、3. 教職員に対する研修、以上の3点が必要的事項として記載される学校の安全に関する計画。

※48 学校防災マニュアル

自然災害への対応を、事前・発生時・事後の3段階ごとに整理して、各学校で作成するマニュアル。平成24年に文部科学省より作成の手引が示されている。

施策の方向性 7：教育の質を高める体制の充実

【求められる取組】

これからの時代に求められる力を子どもたちにはぐくみ、多様な教育課題の解決を図るためには、様々な研修の機会を通して、教職員の総合的な人間力と教育の専門家としての確かな力量を高めるとともに、学校が家庭や地域、関係機関と連携して、子どもの成長を支える体制の充実を図ることが求められています。

【今後の展開】

ライフステージに応じた研修に加え、多様な教育課題に応じた研修を推進するとともに、授業力の向上を目指した実践的な研修や授業研修会、学校経営への参画意識を高め、校内の組織力を高める研修会等の充実に努め、教職員としての専門性や資質・能力の向上に取り組みます。

また、子どもたちを取り巻く複雑・多様化する課題に対応するため、地域との連携を一層推進するとともに、関係機関や外部人材を積極的に活用するなど、組織的に子どもたちをはぐくむ体制の強化に取り組みます。

7-1 教職員研修の充実

- 教職員として求められる資質・能力の向上を図るため、教職経験年数に応じた体系的な研修や職務遂行に必要な知識・技能を習得する研修に加え、時代や社会が求める多様な教育課題に対応する能力を高める研修の充実に努めます。
- 授業力の向上を図るため、体験型、問題解決型の演習に加え、互いの指導技術を学び合う授業研究会の実施や校内研修の充実のための支援に努めるなど、研修内容の充実を図ります。

【主な取組：一部再掲】

- ・ 教職経験年数やライフステージに応じた体系的・総合的な基本研修の充実
- ・ 学校経営や校務分掌上の職務遂行のために必要な資質・能力の向上を図る職務別研修の充実
- ・ 多様な教育課題の解決と学校や教職員のニーズを踏まえた課題別研修の実施
- ・ 喫緊の教育課題に応じた資質・能力の向上を図る特別研修の実施
- ・ 校種や教科等に応じた授業力向上を図る専門研修の充実
- ・ 全市一斉授業研究会の実施
- ・ 学校の課題解決に向けた校内研修への支援
- ・ 講師に対する研修機会の充実

7-2 家庭・地域・関係機関等との連携体制の充実

- 目指すべき子どもの姿や学校の経営方針を家庭や地域等と共有したうえで、学校内外において、多様な大人が子どもたちと関わり合いながら、地域全体で子どもの成長を支える体制づくりに努めます。
- 関係機関や外部人材による専門的な指導・支援を積極的に活用し、子どもたちの学びや心身の健康等について、多面的かつ組織的に支える体制づくりに努めます。

【主な取組：一部再掲】

- ・ 学校と家庭、地域の連携を推進する「絆づくり教育プラン」の充実
- ・ 学校と地域をつなぐ学校評議員制度の効果的な活用の推進
- ・ 生徒指導や健康・安全面における外部関係機関との連携の促進
- ・ スクールカウンセラーや中学校部活動における外部指導者など、外部人材の効果的な活用の推進

施策の方向性 8 : 高等学校教育の充実

【求められる取組】

グローバル化や情報化の急速な進展とともに、平成27年6月には、選挙権年齢を満18歳以上に引き下げる公職選挙法改正法が成立するなど、次代を担う若者がそれぞれの能力や個性を存分に発揮しながら、自立し、社会に積極的に参画・貢献することが求められています。

このような中、高等学校教育においては、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等の多様化に対応した特色ある学校づくりに取り組む必要があります。

【今後の展開】

各校においては、地域社会の形成に主体的に参画する資質や能力を高め、本市の将来を担う人材を育成する市立高等学校等の役割を踏まえ、生徒一人ひとりの個性の伸長を図るとともに、地域との関わりを重視した教育課程を実施するなど、各校の特色を活かした教育の充実に努めます。

8-1 秋田商業高等学校の教育の充実

- 本県唯一の商業専門高等学校として、社会人としての基礎的な能力を持って地域に貢献できる人材を育成するため、「ビジネス実践」のさらなる充実を図るとともに、文武両道の伝統校として心身の錬磨に努めます。
- 学習成果を地域社会に積極的に発信するほか、会計・情報・流通経済の各コースにおける資格取得を目指した専門科目の指導の充実に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 「AKISHOP」や「キッズビジネスタウン」、「エコロジカル（生態系保全）ビジネス」など、地域と連携したビジネス実践の充実
- ・ OB等を講師に招き起業意欲を醸成する講話会の開催
- ・ 資格取得を目指した専門科目の指導の充実
- ・ 社会人としての基礎力を身に付け、豊かな人間形成を図る部活動の充実

8-2 御所野学院高等学校の教育の充実

- 中高一貫教育校として、一人ひとりの個性や能力の伸長を図るとともに、国際感覚を身につけ、郷土を愛し、発展させていこうとする人材の育成に取り組みます。
- 中高一貫教育校の特長を活かし、表現科、郷土学、中高合同体験活動など、特色ある教育活動の充実を図ります。
- 御所野学院については、平成29年4月をもって、併設型一貫校から連携型一貫校へ移行することとしています。制度移行期においては、併設型および連携型それぞれの制度のもとで入学した生徒が、充実した学校生活を送ることがで

きるよう、両制度の円滑な運用を図ります。

【主な取組】

- ・ 「表現科」や「郷土学」、中高合同体験活動など、特色ある教育活動の充実
- ・ 国際教養大と連携した英語授業や「イングリッシュ・ビレッジ」の実施等による英語学習の充実
- ・ 自己の生き方について考えを深め、自己実現を目指して学び続ける生徒の育成を図るキャリア教育の充実
- ・ 併設型および連携型両制度の円滑な運用を図るための教育課程編成の工夫

8-3 秋田公立美術大学附属高等学院の教育の充実

- 東北唯一の美術系の高等課程をもつ公立の専修学校として、美術・工芸・デザインの各分野で活躍するとともに、社会や地域、文化に貢献できる人材を育成するため、秋田公立美術大学と連携した高度な専門教育など、時代の要請に応じた教育内容の充実に努めます。
- 大学入学資格付与指定の専修学校として、専門教育とともに、教科指導の充実に努め、幅広い進路の実現を支援します。

【主な取組】

- ・ 制作活動を通じた小学校等との交流活動の推進
- ・ 生徒作品展「明日のクリエイターたち」など、学習成果を広く発信する機会の充実
- ・ 地元企業等と連携した制作活動の推進
- ・ 秋田公立美術大学との連携・協力による専門性を高める学習活動の推進

【目標2】将来にわたり安全安心で快適な学校教育環境の整備

施策の方向性1：良好な学校教育環境の整備

【求められる取組】

全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、本市においても同様の傾向が見られ、少子化に伴う学校の小規模化が進むなど教育環境への影響が懸念されていることから、将来の児童生徒数を見据えた適正な学校配置について検討する必要があります。

また、経済的な理由や障がいなど様々な事由により学習活動が制約されることのないよう、子どもたちの実情に応じた学習環境の整備に努める必要があります。

【今後の展開】

子どもたちの学びを支える良好な教育環境の維持向上を図るため、少子化に対応した活力ある学校づくりを推進するほか、経済的な支援や障がいの特性に応じた学習環境の整備に継続して取り組みます。

1-1 学校配置の適正化

- 児童生徒数の減少が続くことが予想される中、良好な教育環境の維持・向上を図るため、本市の人口減少対策を勘案しつつ将来の児童生徒数を見据え、望ましい学校配置の将来像について具体的な検討を進めます。

【主な取組】

- ・ 「秋田市小・中学校適正配置推進委員会」^{※49}開催による望ましい学校配置の将来像の検討

※49 秋田市小・中学校適正配置推進委員会

秋田市立小・中学校における良好な教育環境の維持・向上を目的として、全市的な観点から望ましい学校配置の将来像を描くため、平成28年6月に学識経験者など外部委員8名を委嘱して設置した組織。

1-2 児童生徒の実情に応じた学びの支援

- 経済的理由や心身の障がいなど様々な事情によって学習活動が制約されることなく、すべての児童生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、経済的支援や障がいの特性に応じた学習環境の整備および教材・教具の提供などに努めます。

【主な取組】

- ・ 教育費負担の軽減を図るための就学援助費、特別支援教育就学奨励費等の支給

- ・ 遠距離通学をする児童生徒の負担軽減を図るためのスクールバスの運行、遠距離通学費補助金の交付
- ・ 特別支援学級の設置および備品の整備
- ・ 学校施設のバリアフリー化など、障がいに適応した施設設備の整備

施策の方向性 2 : 安全安心な学校教育環境の整備

【求められる取組】

全国的に子どもたちが巻き込まれる事件や事故が頻発しており、本市においても、通学路等における子どもたちの安全を確保することが求められています。

また、健康安全面においては、食物アレルギーへの対応など、一人ひとりの実情に配慮したきめ細かな対応が求められています。

さらに、子どもたちの学習活動の基盤となる安全安心で快適な学校施設の整備とともに、大規模な自然災害の発生を想定した避難施設としての機能確保に取り組む必要があります。

【今後の展開】

子どもたちが安全で快適に学び、安心して過ごせる教育環境の整備・充実に努めます。

また、計画的な学校施設の老朽化対策および安全対策とともに、災害時における地域の避難施設としての機能確保に取り組みます。

2-1 学校内の安全安心の確保：一部再掲

- 児童が安心して学校生活を送れるよう、すべての市立小学校に警備員を配置し、学校内の安全確保に努めます。
- 災害に適切に対応する能力を高めるため、災害に関する学習や防災訓練等を通して、災害に対する正しい知識や対応方法を身に付けさせるとともに、災害発生時に迅速かつ適切に判断し、自分の命を守り安全を確保する力や災害時に他者および地域のために協力し助け合おうとする態度をはぐくみます。

【主な取組】

- ・ 学校内の安全を確保するため、すべての市立小学校に警備員を配置
- ・ 警察署等と連携した防犯教室や教職員を対象とした防犯研修の充実
- ・ 学校、家庭、地域が連携した合同避難訓練、引き渡し訓練等の実施
- ・ 災害に適切に対応する能力をはぐくむ防災学習や避難訓練等について理解を深める研修の充実
- ・ 「学校安全計画」や「学校防災マニュアル」等の検証・改善の促進
- ・ 秋田市防災安全対策課や消防署、警察署などの関係機関と連携を図った防災教室の開催

2-2 通学路等の安全確保

- 児童生徒が登下校時に交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、PTAや町内会、見守り隊、警察および道路管理者等と協力しながら、地域ぐるみで通学路の安全確保に努めます。

- 子どもたちが学校外でも安心して過ごせるよう、学校、地域、警察および防犯協会等の関係機関と連携し、安全確保の充実に努めます。
- 学校、地域、警察および防犯協会等の関係機関と情報を共有するなど緊密な連携を図り、安全確保に向けた防犯指導や研修会の充実に努めます。

【主な取組】

- ・ スクールガード養成講習会の実施
- ・ 「秋田市通学路の交通安全確保に関する連絡協議会」^{※50}を活用した関係機関との情報共有および通学路における合同点検の実施と危険箇所の改善
- ・ 「秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会」^{※51}を活用した関係機関との情報共有

※50 秋田市通学路の交通安全確保に関する連絡協議会

市内小・中学校における通学路の交通安全確保に向けた取組の基本的方針策定等と、それに基づく取組を推進することを目的として、平成26年8月に道路管理者、警察、PTAおよび学校等の関係者により構成し、設置した組織。

※51 秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会

市内小・中学校の児童生徒の安全を確保するための環境整備推進を目的として、平成27年6月に学校、PTA、警察および防犯協会等の関係者により構成し、設置した組織。

2-3 安全安心で安定的な学校給食の提供

- 学校給食における安全と安心を確保するため、引き続き給食調理場の衛生管理を徹底するとともに、市内産、県内産をはじめとする安全安心な食材の使用や、増加傾向にある食物アレルギーのある児童生徒への適切な対応に努めます。
- 学校給食を持続的かつ安定的に提供するため、今後の児童生徒数の減少や給食調理場の老朽化への対応を見据えた給食調理場のあり方を検討します。

【主な取組】

- ・ 給食調理場における調理設備、調理器具の維持・更新
- ・ 職員研修や衛生訪問指導等の実施による関係職員の安全意識の向上
- ・ 異物混入防止対策の徹底
- ・ 学校給食支援員^{※52}の配置等による食物アレルギーのある児童生徒への適切・確実な対応
- ・ 学校配置の適正化を踏まえた給食調理場のあり方の検討
- ・ 学校給食費の公会計化^{※53}の推進

※52 学校給食支援員

栄養教諭および学校栄養職員未配置校等における学校給食関係事務処理や食物アレルギー対応を適切に行うために配置する職員。栄養士および調理師免許等を有することを原則としている。

※53 学校給食費の公会計化

学校給食費を各小・中学校で収納管理する方法（私会計方式）から、市が公金として収納管理する方法（公会計方式）へ移行すること。

2-4 学校施設の整備

- 学校施設の適切な維持管理と災害時における地域の避難施設としての機能確保を図るため、将来的な人口減少・少子高齢化の進行などを踏まえつつ、「秋田市学校施設長寿命化計画」^{※54}に基づいた効果的・計画的な学校施設の老朽化対策および安全対策に取り組めます。

【主な取組】

- ・ 「秋田市学校施設長寿命化計画」に基づく計画的な施設設備の改修・更新
- ・ 高等学校等施設における計画的な施設設備の改修・更新

※54 秋田市学校施設長寿命化計画

今後、小・中学校施設が一斉に大規模改修や更新期を迎えることから、長寿命化によりトータルコストの縮減や平準化を図るため、部位別や学校別の優先順位を考慮した平成28年度からの40年間の長期方針と5年間の具体的な整備計画。平成28年3月に策定。

【目標3】生涯を通じて個性と能力を発揮できる社会教育の充実

施策の方向性1：社会教育の充実

【求められる取組】

人口減少・少子高齢化の進展など社会環境が大きく変化する中、生涯を通じた生きがいづくりや自己実現のため、市民の社会教育に対するニーズが高度化・多様化するとともに、各種学習への参加意欲が高まりつつあります。

このような中、社会教育を通して自らの個性や能力を高めるとともに、人と人との絆づくりや地域の活性化を図るため、すべての市民があらゆる機会、あらゆる場面を利用して、自ら学ぶことができる学習機会の提供と、学習成果を地域に還元する体制の構築が求められています。

【今後の展開】

市民がともに学び、ともに成長する社会の実現に向け、生涯を通じた学習を支援するとともに、現代的・社会的な課題に対応した学習活動を推進し、その成果を適切に活かすことのできる社会教育の充実に取り組みます。

1-1 学習支援体制の充実

- 多様化する市民の学習ニーズに対応するため、市民や関係機関および民間企業等との連携を図りながら、市民協働による「学び」の推進体制の充実に努め、社会教育・生涯学習事業を効果的に実施します。
- 学習に関する情報提供および相談体制を充実し、市民の「学び」に対する意識の醸成と参加を推進するとともに、事業の適切な評価と改善に努めます。

【主な取組】

- ・ 高等教育機関や民間企業等と連携した「市民大学講座」や「家庭教育講座」等の実施
- ・ ホームページや生涯学習ガイド^{※55}等による各種講座やサークル等の情報提供
- ・ 市民サービスセンター窓口等における日常的な学習相談への対応や、イベント開催時の生涯学習奨励員^{※56}による学習相談窓口の開設
- ・ 事業開催時のアンケート調査による満足度等の把握

※55 生涯学習ガイド

市民サービスセンター、公民館、コミュニティセンター等の施設に登録しているサークル・クラブや本市で実施する生涯学習関連事業を紹介した冊子。

※56 生涯学習奨励員

市の委嘱を受けて就任し、地域主導による生涯学習の推進を図るため、学習意欲の増進、学習相談への

対応、学習グループづくりへの協力、学習情報の収集と提供および地域活動のお世話など幅広い活動を行っている。

1-2 学習機会の充実

- 乳幼児期から高齢期にわたる「学び」の機会のさらなる充実を図るとともに、現代的課題や地域課題に取り組むなど社会の変化に対応した「学び」の機会を提供します。
- 市民の学習ニーズやライフスタイルの変化に柔軟に対応しながら、個人の要望と社会の要請に応じた魅力ある学習機会の提供に努めます。

【主な取組】

- ・ 乳幼児、青少年、成人および高齢者の各ライフステージに対応した内容の学級・講座等の実施
- ・ 健康や環境問題などの現代的課題や地域が抱えている課題などを学習テーマとした事業の実施
- ・ 仕事を持っている方や学生などが参加しやすい曜日や時間設定の工夫
- ・ 市民の要請に応じた「出前講座」^{※57}の実施

※57 出前講座

地域の自主的な組織団体（自治公民館など）が行う学習活動を支援するため、講師を派遣して実施する講座。

1-3 学習成果の活用支援

- 市民が、自ら学習した成果を実感し、さらに高みを目指して学習に取り組めるような環境づくりに努めます。
- 各学級や講座等において、自らが講師役として学習した成果を活かせる環境づくりに努めるとともに、学びの成果を発表できる機会の充実に努めます。

【主な取組】

- ・ 「市民サービスセンターまつり」等における、学習成果の発表機会の提供
- ・ 学習者自らが学習履歴を記録する「生涯学習手帳」^{※58}の活用を推奨
- ・ 学習者が講師役として活動できるよう「生涯学習講師団名簿」^{※59}への登録を推奨

※58 生涯学習手帳

秋田県が作成した、学習や活動の積み重ねを記録する手帳。県や市町村のほか、大学・短大・NPOなどが主催する講座等の記録にも活用でき、学習単位の認定や称号の授与の制度と併せて、学習成果を評価し、生かすことができる。

※59 生涯学習講師団名簿

市民の各種学習活動等を支援し、学習機会の充実を図るために作成した生涯学習各分野における講師、指導者の情報をまとめた名簿。

1-4 地域コミュニティづくりの推進

- 地域に根ざした活動の支援や世代間交流事業、地域と学校が連携した事業等の実施により、家族・地域の絆づくりに努め、地域コミュニティづくりを推進します。

【主な取組】

- ・ 地域において、子どもが高齢者等から歴史や文化、まつりなどを学ぶ機会となる「世代間交流事業」の実施
- ・ 野外活動やものづくりなどを通して、親子がふれあい、絆を深める「親子体験活動事業」の実施
- ・ 地域の団体等が自主的に企画する学習活動の支援
- ・ 学校と連携した、地域における伝統文化の伝承活動等の実施

施策の方向性 2：社会教育施設等における活動の充実

【求められる取組】

乳幼児、青少年、成人および高齢者までのあらゆる世代の多様な学習ニーズに応える社会教育事業を推進するためには、学習活動を支える施設設備の整備とともに、各施設における学習活動の充実を図ることが必要です。

【今後の展開】

図書館および体験活動施設においては、市民が親しみやすい学習環境の整備・充実に取り組みます。

また、市内の各地域に整備された市民サービスセンターを社会教育活動の拠点として、市民協働による地域活動の推進と魅力ある事業の実施に努めます。

2-1 図書館サービスの向上

- 市民に親しまれる情報拠点とするため、市民の読書活動や学習に必要な資料を広く収集・提供するとともに、講座など専門的な学習機会の創出や、子ども向けのさまざまな図書館サービスを展開するほか、市民が各種情報を利活用しやすい環境づくりに努めます。

【主な取組】

- ・ 各種資料展示等のほか、郷土を深く知る講座等、市民ニーズに対応したテーマの講座や講演会の開催
- ・ 「ブックスタート事業」^{※60}や「おはなし会」、「かぞくぶっくぱっく事業」^{※61}、「学校図書館サポーター派遣事業」等による子どもの成長段階に応じた読書活動の支援
- ・ 移動図書館（イソップ号）の市内遠隔地域巡回、小規模小・中学校巡回による利便性の向上
- ・ ホームページやツイッター等による情報発信およびレファレンス^{※62}の充実
- ・ ボランティア等との連携による読み聞かせなど、本に親しむ機会の充実

※60 ブックスタート事業

1992年に英国バーミンガムで誕生した、赤ちゃんと保護者に対して乳幼児健診の際に無料で絵本を手渡す運動。本市では、参加日時時点で4か月以上の0歳児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせをとおして親子の絆づくりを支援する事業として実施。

※61 かぞくぶっくぱっく事業

子育て世帯の読書環境づくりを支援するため、様々な内容かつ世代別の本を5冊詰め合わせた福袋的なパックを用意して貸出しする事業。

※62 レファレンス

図書館利用者が、学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館職員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答すること。

2-2 太平山自然学習センター、自然科学学習館における体験活動の充実

- 太平山自然学習センターでは、太平山の豊かな自然に親しみながら、子どもから高齢者まで各世代が野外活動や集団生活、ものづくりなどを体験することにより、青少年の健全育成や市民の生涯学習の推進に努めます。
- 自然科学学習館では、身近な科学的事象を題材とした企画の充実を図り、不思議や驚きの発見を促し、科学的な見方・考え方を広げるための展示やワークショップなど、体験学習の展開に努めます。

【主な取組】

＜太平山自然学習センター＞

- ・ 市内小学5年生および中学1年生を対象とした宿泊を伴う集団生活や自然体験活動の実施
- ・ 小・中学生や家族、成人を対象とする「ハイキング」や「キャンプ」などの主催事業の実施
- ・ 民間企業や関係団体等と連携した、太平山リゾート公園の散策や植物園での自然観察など自然環境を生かした事業の実施

＜自然科学学習館＞

- ・ 市内小学3年生および中学2年生を対象とした科学実験等の体験学習の実施
- ・ 身近な科学をもとにした体験型教室や科学を体感できるワークショップ、大規模なサイエンスショーの開催

2-3 市民サービスセンターにおける社会教育活動の充実

- 多様な市民ニーズや社会の要請に対応した社会教育の推進を図るため、地域で行う社会教育に関する事務を各市民サービスセンターが担うことで、より地域と連携し特色を活かした社会教育活動の実施に努めます。

【主な取組】

- ・ 各地域における各種教室や講座等の実施
- ・ 地域課題を的確にとらえた学習テーマの設定
- ・ 教育委員会と市民サービスセンターが連携を密にし、社会教育事業の指針である「社会教育中期計画」の考え方や学習関連情報を共有